

スーパーシティ型国家戦略特別区域の
指定に関する再提案内容

オプトインによる共助型分散社会の実現

福島県会津若松市

2021/10/15

住民参画・住民目線で実現する「まるごと未来都市」の実現を目指すスーパーシティ構想のポイントは、①生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供、②複数分野間でのデータ連携、③大胆な規制改革の3点であることから、それぞれについて本市の取組方針を説明するとともに、特に再提案の大きな理由となっている③大胆な規制改革については、より詳細な記載をさせて頂くものである。

スーパーシティ構想のポイント

ご提案事項

会津若松の実行力・裏付け

①先端的サービスの提供

市民生活まるごと考慮した、
12分野での最先端サービス提供

スーパーシティ参画のために本市に
既に移転・集積済みの事業者たち

②複数分野間での
データ連携

都市OS/データ連携基盤による
オプトイン型のデータ管理方式

都市OSの運用実績と
各地域への展開実績

③大胆な規制改革

医療構造改革を中心とした
大胆な規制改革

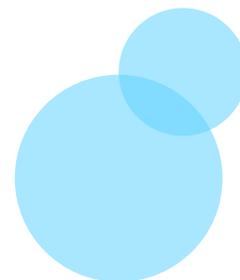
長年のスマートシティへの取組による
市民・地域関係団体の関係・協議

スーパーシティを通じて地方創生を実現するための本市の基本的な考え方・信念

I デジタル×地方創生の実現に向けた基本的な考え方

自然やコミュニティなどの本市の良さを生かしながら、**デジタルを活用して地域の利便性や持続可能性を向上させる地方創生を実現**する必要があり、そのためには**デジタルの基本であるデータを地域の共有財産としてフル活用**する必要がある。

市民の安心・安全なデータ提供を実現するためには、官でも民でもなく“地域”そのものにデータ提供する体制を構築する必要があり、そのために適切なデータガバナンス・セキュリティ体制を具備した**地域主導のスマートシティ**を実現する。



スマートシティ会津若松の取組を通じて、ICT関連企業の誘致やデジタル人材の育成、都市OSの構築などの地域DXの土台づくりを進めてきたところであり、その結果、**オプトインやパーソナライズの重要性が地域の共通認識**となりつつある。このような土台の上で、地域産業や、Well-beingといった市民生活の在り方についてデジタル化を推進することで、**地域DXの2ndステージとしてスーパーシティを推進**する。

スマートシティ会津若松の軌跡

都市OSの構築



都市OS連携サービスの拡充



オプトイン&パーソナライズの考え方の浸透・共有

会津大学によるデジタル関連人材育成 | AiCTへのICT関連企業誘致



地域DXのため地域PF（土台）の構築

デジタル人材育成

オープンデータ

会津若松+

スーパーシティを通じた地域DXの実現

Well-beingを意識した市民生活DX
健康長寿社会

ゼロカーボンシティ

デジタル防災

地域の継続的な稼ぐ力向上のための地域産業DX

中小企業生産性向上

儲かる農業への改革

予約・決済手数料ゼロへ

時流に沿ったアジャイル型の地域PFの維持・発展

行政DX

デジタルデバйд対策

パーソナライズ教育

市民生活から産業までの地域DX
まち・ひと・しごと創生の実現

2011年

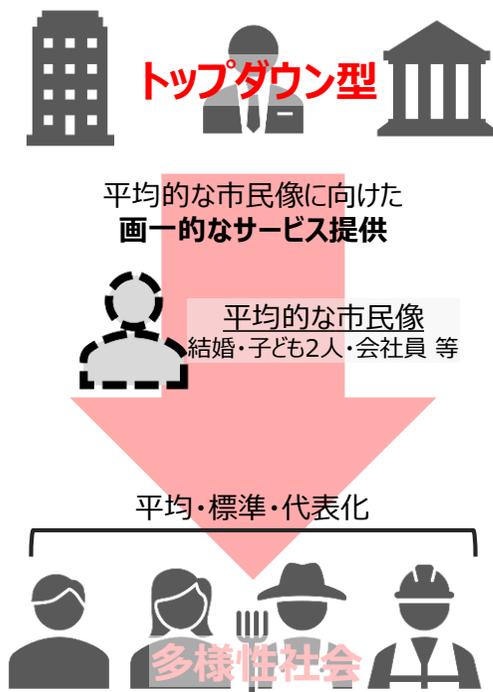
2021年

2030年

人間中心の地域DXの実現に向けては、市民一人ひとりに丁寧に向き合う必要があります、そのために**オプトインに基づく市民からのデータ提供**と、提供されたデータを活用した**パーソナライズされたサービスの提供**の徹底を行う。
また、オプトインによるデータ提供&パーソナライズされたサービス提供のサイクルが常態化することで、**市民同士が信頼関係でつながるデジタル共助社会**が実現することを中期的に目指す。

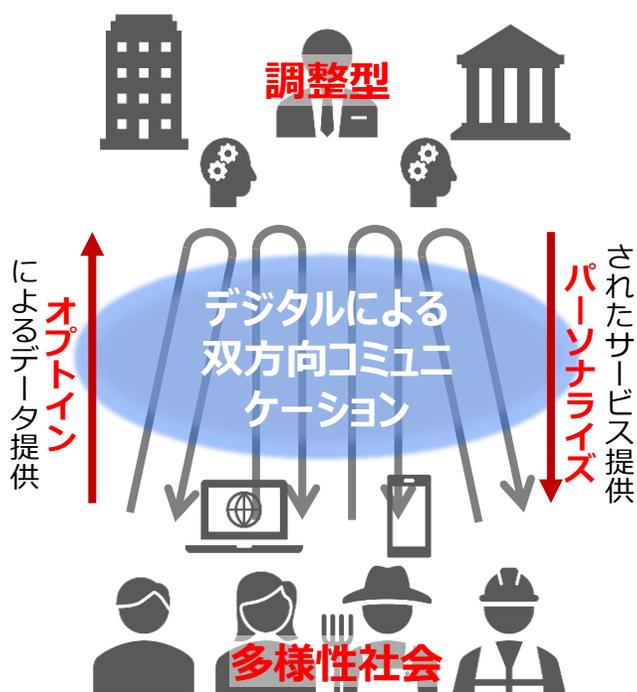
As-Is (IT化)

一人ひとりの情報を知るすべがなく、市民への画一的なサービス提供を行っていたが、近年多様化する市民ニーズとのミスマッチが顕在化



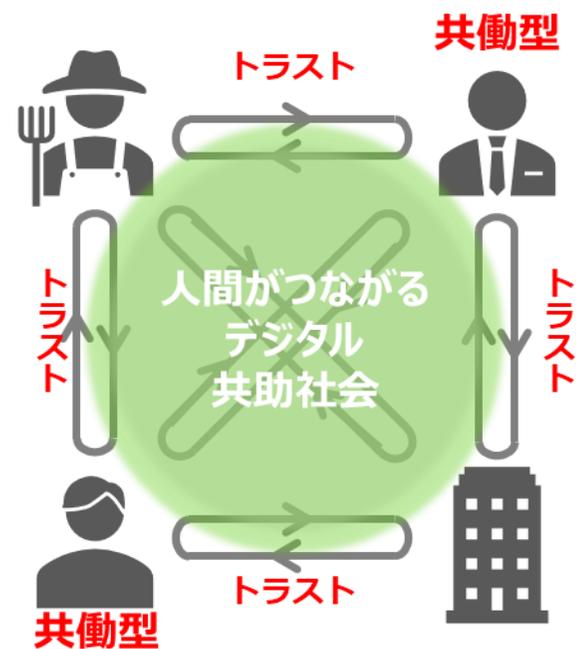
Stage Zero (DX)

オプトインで個人がデータ提供し、パーソナライズされたサービスを提供することで、デジタルを通じた新たな付加価値を提供



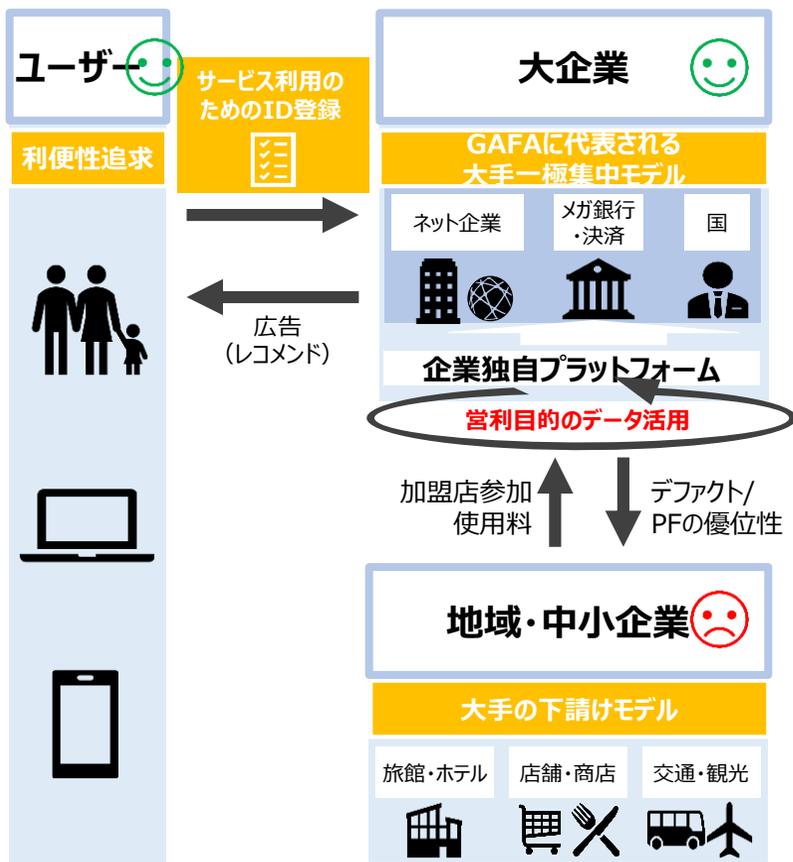
To-Be (人間をつなげるDX)

様々な主体同士がデジタル（オプトイン&パーソナライズ）でつながり、個人が自立しつつも、地域として一体感があるコミュニティが形成され、デジタル共助社会が実現

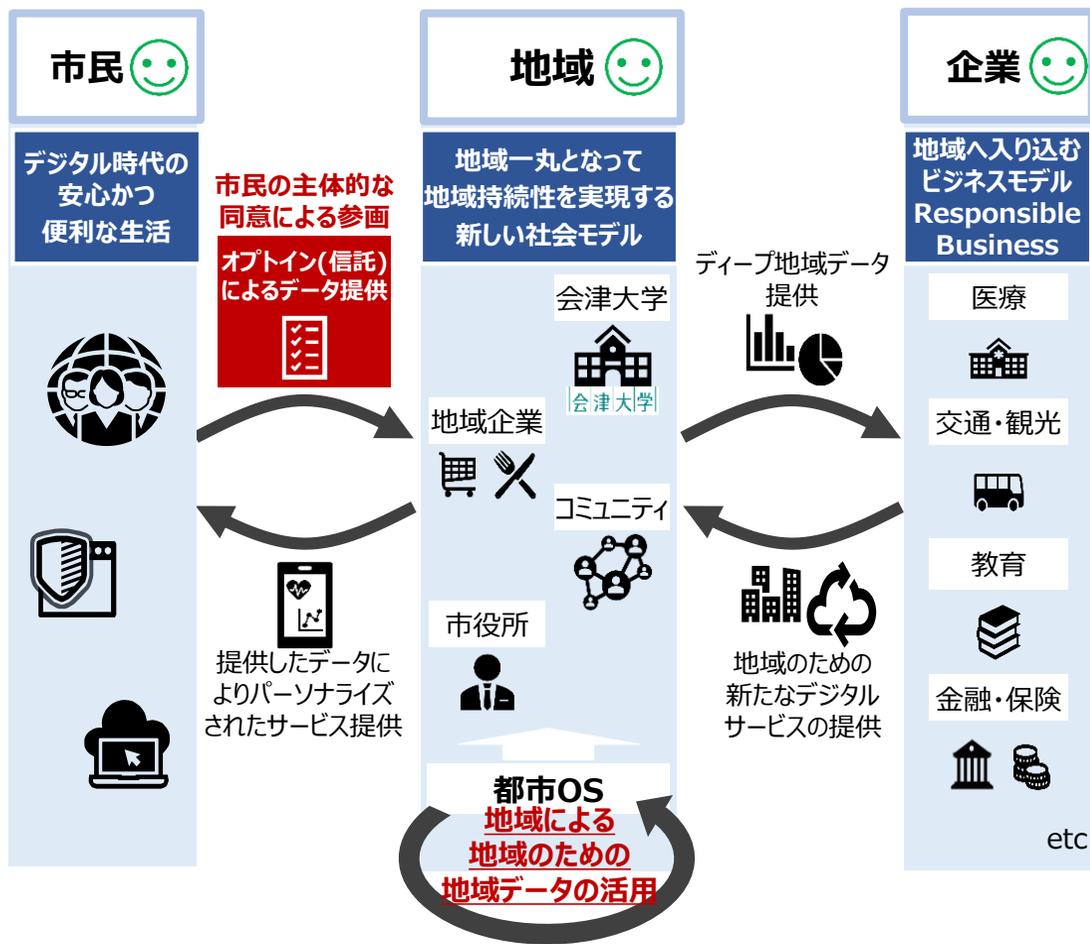


大企業がユーザー利便性を追求した新たなネットサービスを構築・展開し大量のユーザーを確保することで成長する、人間の欲求を基本とする二方良しビジネスモデルから、**市民による地域へのオプトイン（信託）に基づくデータ提供を起点とし、地域・市民・企業にメリット・納得感がある『三方良し』**の考え方をベースとした、地域社会の実現を目指す。

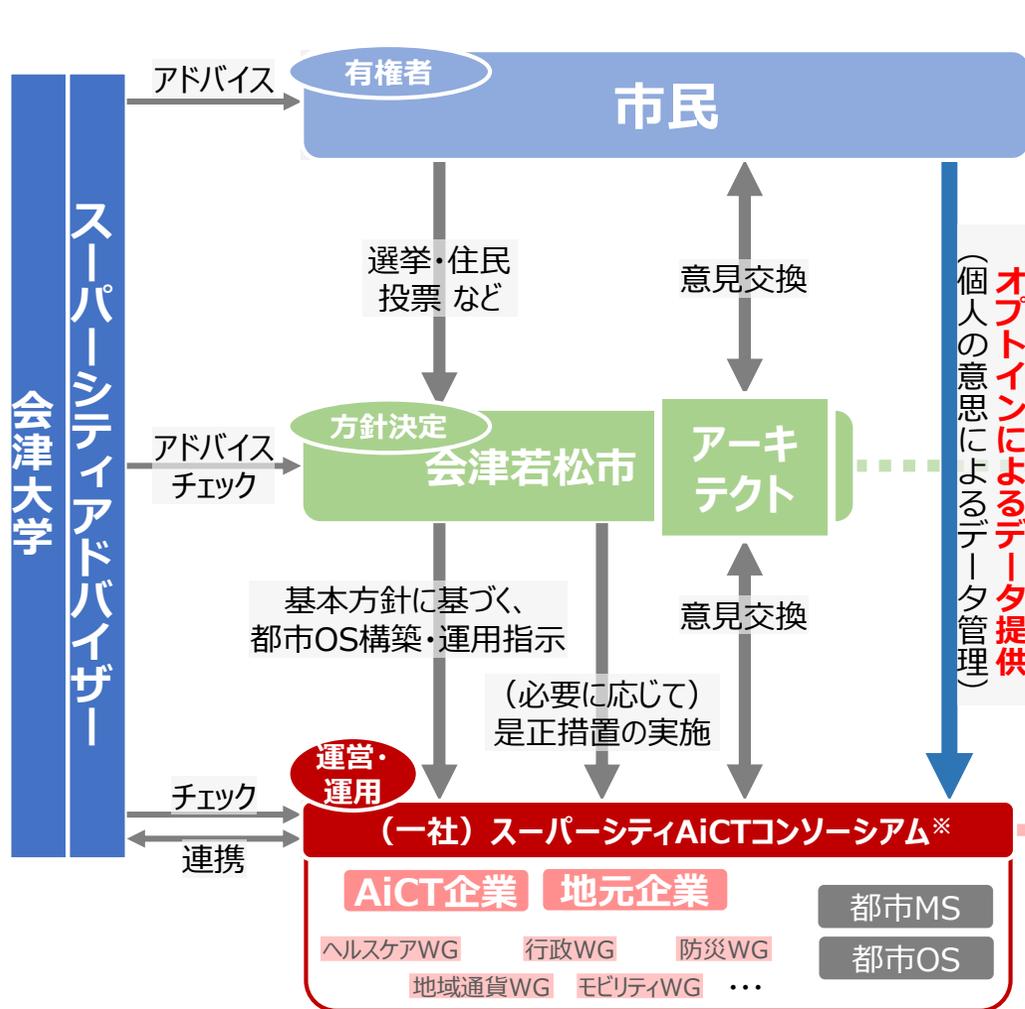
二方良し社会 (As-Is)



三方良し社会 (To-Be)



三方良しの考え方のもとに、地域に自身のデータをオプトインすることによる地域参画を実現することを目的として、個別企業によるデータ利活用ルール決定・データ管理（GAFAモデル）ではなく、スマートシティに主体的に関与する地域企業で構成される地域マネジメント法人へのオプトイン型のデータ提供を行う体制とする。



- データ提供かつサービス利用の当事者として、積極的に意見交換するとともに、選挙等を通じた監視を実施
- 地域マネジメント法人に、**自身のデータをオプトイン型で提供**

- データ流通・管理・利活用に関する**基本方針**を、広く関係者の意見を聞きながら決定
例：オプトインを基本とすること／都市OSを通じたデータ流通を基本とすること など
- 地域マネジメント法人に対し、基本方針に基づく都市OS運営を求めるとともに、必要に応じて是正措置を実施

- スマートシティ会津若松を推進する**企業群で構成**
- 市民等の意見を踏まえて市が決定した基本方針に基づき、**都市OSや共通サービス※**を運用

※デジタルバйд対策/本人確認/ベースレジストリ/地域通貨・ポイントPF/モビリティPFなどを必要に応じて運用

※ スーパーシティ決定後に国の方針等に則って適切に選定する想定

ICTオフィス「スマートシティAiCT」

ICT関連産業の集積による会津大学卒業生をはじめとした地域の雇用創出等を目的とし、ICTオフィス「スマートシティAiCT」が2019年4月に開所



市内外からICT関連企業が集積

首都圏等のICT関連企業の移転に加え、地域のICT関連企業も入居しており、AiCTの入居企業間でのイノベーションが生まれる

市外からの機能移転事業者(29社)

アクセンチュア(株)、T I S (株)、日本電気(株)、三菱商事(株)、(株)エムアイメイズ、(株)イクシング、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)、凸版印刷(株)、SAPジャパン(株)、バンブージャパン(株)、東芝データ(株)、ソフトバンク(株)、セイコーエプソン(株)、ニューラルポケット(株)、オリックス自動車(株)、日本マイクロソフト(株)、(株)プリスコラ、出光興産(株)、パナソニック(株)、(株)東海理化、三井住友海上火災保険(株)、SOMPOホールディングス(株)、コスモ石油マーケティング(株)、東北電力(株)、東日本電信電話(株)、住友生命保険(相)、明治安田生命保険(相)、日本ヒューレット・パカード(合)、CCCマーケティング(株)

会津若松地域事業者(8社)

(株)会津ラボ、(株)会津コンピュータサイエンス研究所、(株)エフコム、(株)オノヤ、(株)デザインウム、会津アクティブートアソシエーション(株)、(株)アイザック、(株)エヌ・エス・シー

実行部隊としての一般社団法人

スマートシティ/スーパーシティ会津若松の実行組織として(一社)スーパーシティAiCTコンソーシアムが2021年6月に設立。アーキテクトを中心に、専任事務局も設置

正会員(40社)

アクセンチュア(株)、ALSOK福島(株)、出光興産(株)、オリックス自動車(株)、コスモ石油マーケティング(株)、SAPジャパン(株)、CCCマーケティング(株)、住友生命保険(相)、セイコーエプソン(株)、ソフトバンク(株)、SOMPOホールディングス(株)、TIS(株)、(株)東海理化電機製作所、東芝データ(株)、東北電力(株)、凸版印刷(株)、トヨタテクニカルディベロップメント(株)、日本電気(株)、日本ヒューレット・パカード(合)、パナソニック(株)モビリティ事業戦略室、バンブージャパン(株)、東日本電信電話(株)福島支店、三井住友海上火災保険(株)、三菱商事(株)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)、明治安田生命保険(相)、(株)アイザック、(株)会津コンピュータサイエンス研究所、(株)会津ラボ、(株)イクシング、(株)エヌ・エス・シー、(株)エフコム、(株)エムアイメイズ、GKデザイングループ、(株)デザインウム、(株)プリスコラ、プリマックス(株)、(株)メディア・ワーク、日産自動車(株)、三菱自動車工業(株)

サポート会員(24社)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(株)ARISE analytics、(株)ウェルモ、オムロンヘルスケア(株)、オリンパスメディカルシステムズ(株)、(株)グローバルエンジニアリング、(株)住環境研究所、中外製薬(株)、(一社)テレメディーズ、東京海上日動火災保険(株)、(株)BSNアイネット、富士通Japan(株)、三井住友海上あいおい生命保険(株)、(株)リンクアンドコミュニケーション、会津乗合自動車(株)、(株)グリーン発電会津、(株)シンク、(一財)竹田健康財団、(一社)dialogue、(株)ナデイス、(株)南進測量、本田屋本店(株)、(株)リオン・ドールコーポレーション、若松ガス(株)

Point
地域衰退の危機感を地元企業も持っているからこそその公民連携型でのオフィス建設

地域もスマートシティ推進の必要性・将来性を理解

Point
口や書面上だけではなく、事業も決まっていな中での会津への機能移転を実現した高コミットの企業達が既に存在

スーパーシティ提案各事業の実行力は既に担保済

Point
法人格があり、責任体制も明確であることから、都市OSの運営・運用を担うことが期待される

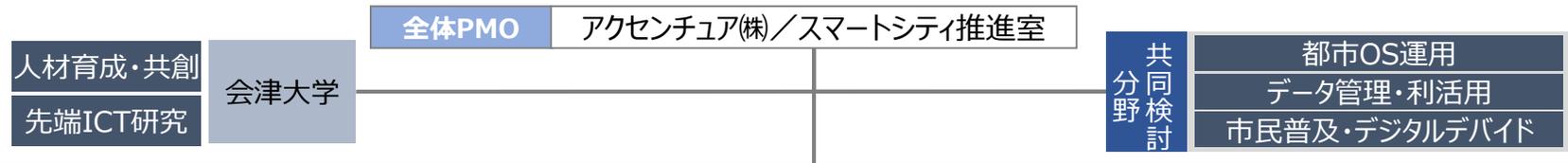
スーパーシティの中核になれ、かつ責任のとれる組織が存在

※都市OSの運営・運用の事業主体についてはスーパーシティ決定後に国の方針等に則って適切に選定する想定

スマートシティAiCTに入居するICT関連企業を中心に、会津大学や地元企業と連携しながら、産官学一体でスーパーシティの取組を推進する。また、各分野ごとに設置したリーダー企業を中心に、当該分野の取組内容を市や地域関係者と協議しながら実現していく。ICT・デジタルに限らず、専門家や地域の意見を聞きながら推進するため、様々な知見を持つアドバイザーを招へい。



事業推進・実施主体 市 × 会津大学 × (一社) スーパーシティAiCTコンソーシアム※ × 関係団体等



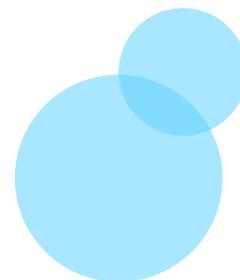
分野別WG (各WGのリーダー企業/市の主担当課/地域の関連団体等)

観光	教育	防災	ヘルスケア	行政	エネルギー	廃棄物	食・農業	ものづくり	都市OS オペレーション
アクセントチュア 観光課 観光L1-0-等	凸版印刷 学校教育課/こども家庭課/こども保育課 会津若松市内教育機関等	ソフトバンク 危機管理課 会津若松市消防団	アクセントチュア 健康増進課 会津若松市医師会等	アクセントチュア 情報統計課 会津地域課題解決連携推進会議	バンブージャパン 環境生活課 東北電力等	バンブージャパン 廃棄物対策課 荒川産業等	凸版印刷 農政課 市公設地方卸売市場	SAP 企業立地課 会津産業ネットワークフォーラム	
都市MS (マネジメント)		地域金融機関/商工会議所等		決済				ID データ データ連携	
ファイナンス ビジネスモデル 体制		会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会等		モビリティ					
TIS		商工課		地域活性化					
三菱商事		まちづくり整備課							
パナソニック		商工会議所/大町通活性化協議会							

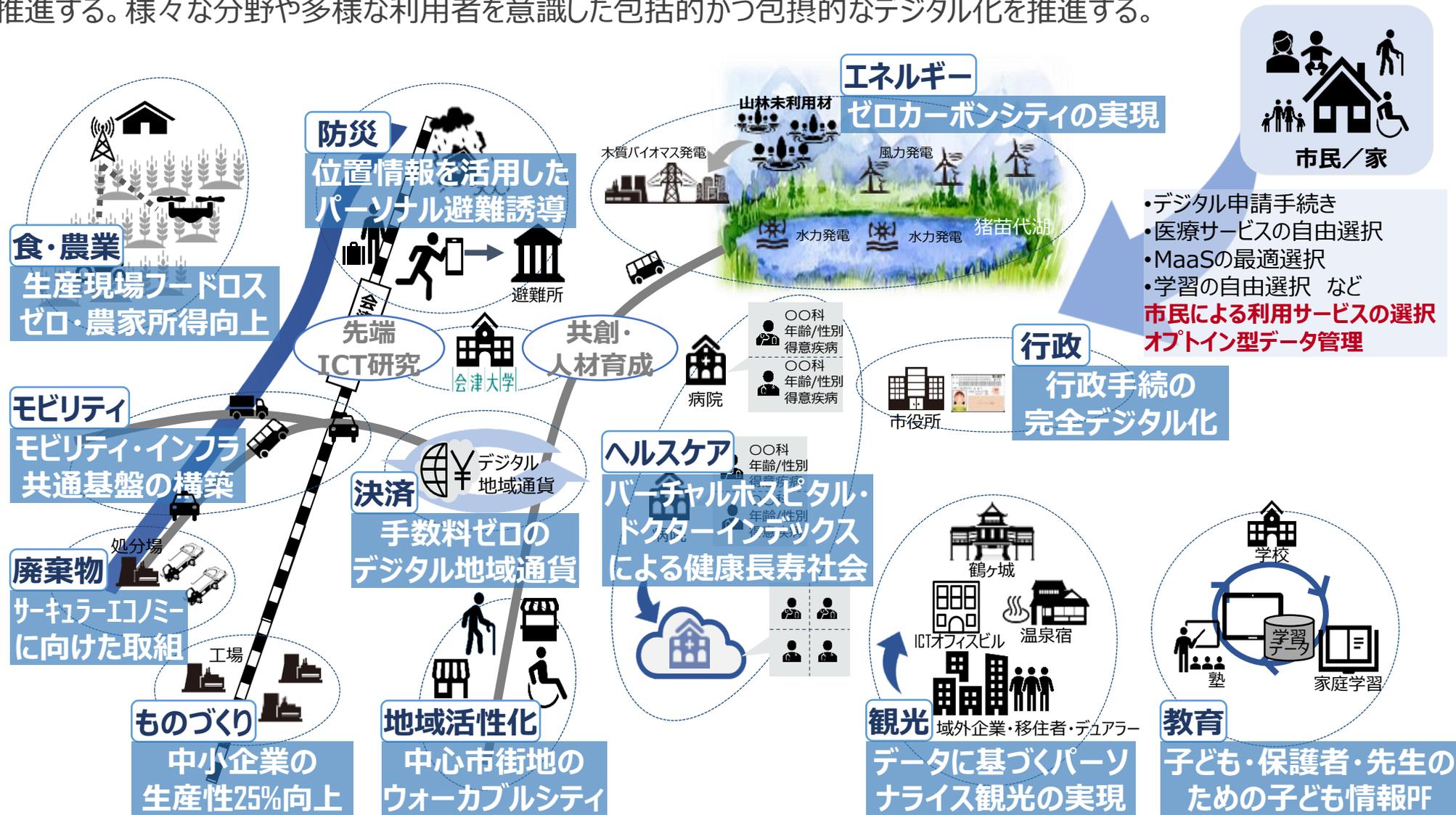
Ⅱ 生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの概要

スマートシティ会津若松の取組を踏襲し、**市民生活に密接した12分野**において、本市の伝統・歴史・文化・景観などを生かしながらデジタルを活用することで、**地域の利便性・持続性等を向上させるブラウンフィールドでのスーパーシティを推進**する。

スーパーシティに携わるすべてのものが「市民として市民が望む社会を実現するためのサービスを考えること」を常に意識しながら、サービス設計・連携をアジャイルに行い、地域全体をまるごとデジタル化する取組であるスーパーシティを推進する。



スマートシティ会津若松の取組を踏襲し、**市民生活に密接した12分野**において、本市の伝統・歴史・文化・景観などを生かしながらデジタルを活用することで、地域の利便性・持続性等を向上させる**ブラウンフィールドでのスーパーシティ**を推進する。様々な分野や多様な利用者を意識した包括的かつ包摂的なデジタル化を推進する。



対象・関連分野

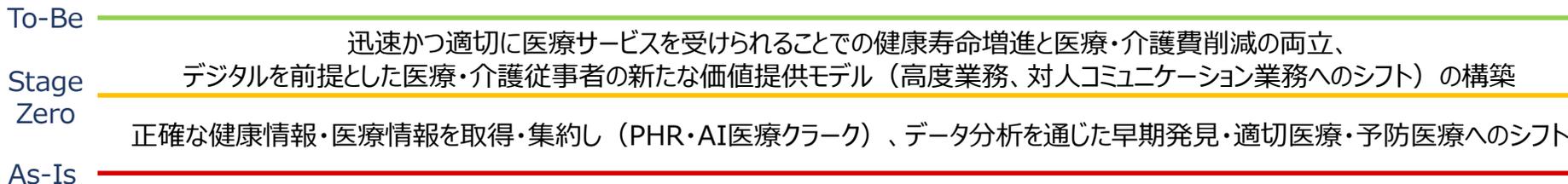
ヘルスケア (医療・介護・服薬) / 決済/行政/モビリティ

分野責任事業者

アクセンチュア(株)

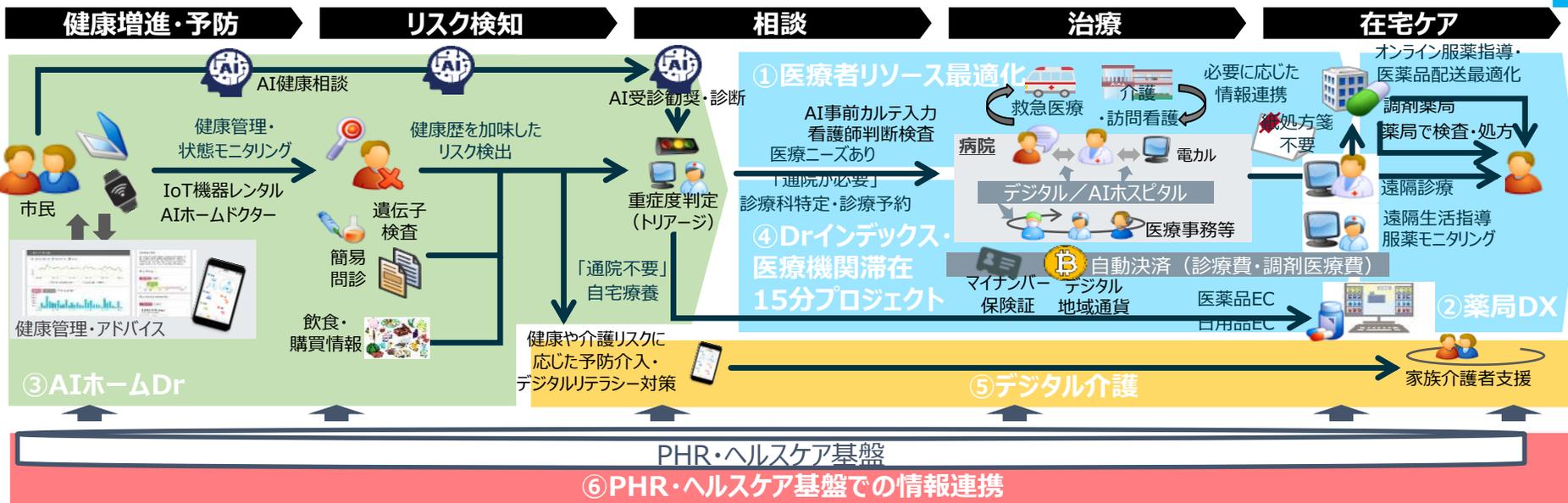
地域全体を一元的に健康管理・医療・介護を担う一つのバーチャル機関と見立て、AIなどデジタル技術をフル活用した予防医療の仕組み構築により、市民の健康寿命増進と医療・介護費削減の両立、持続可能な健康長寿を実現

延命長寿国から健康長寿国へ



規制改革

日々の健康状態を自身では正確に把握できず、気づきや診療が遅れることによる、重篤化や寝たきりになる延命長寿国



- 1 健康をなくさず
- 2 医療をなくす
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い医療をみんなに
- 5 ジェンダー平等を推進しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 気候変動に具体的な対策を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 自然環境に負けない国を創ろう
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

対象・関連分野

決済/ヘルスケア/行政/観光/地域活性化

分野責任事業者

TIS(株)

デジタル地域通貨を用いて決済のデジタル化を地域全体で構築することで決済データの分野横断活用が可能となり、市民の便利で豊かな暮らしを実現する。

市民・地域・産業にとってメリットある価値循環の実現

To-Be

Stage
Zero

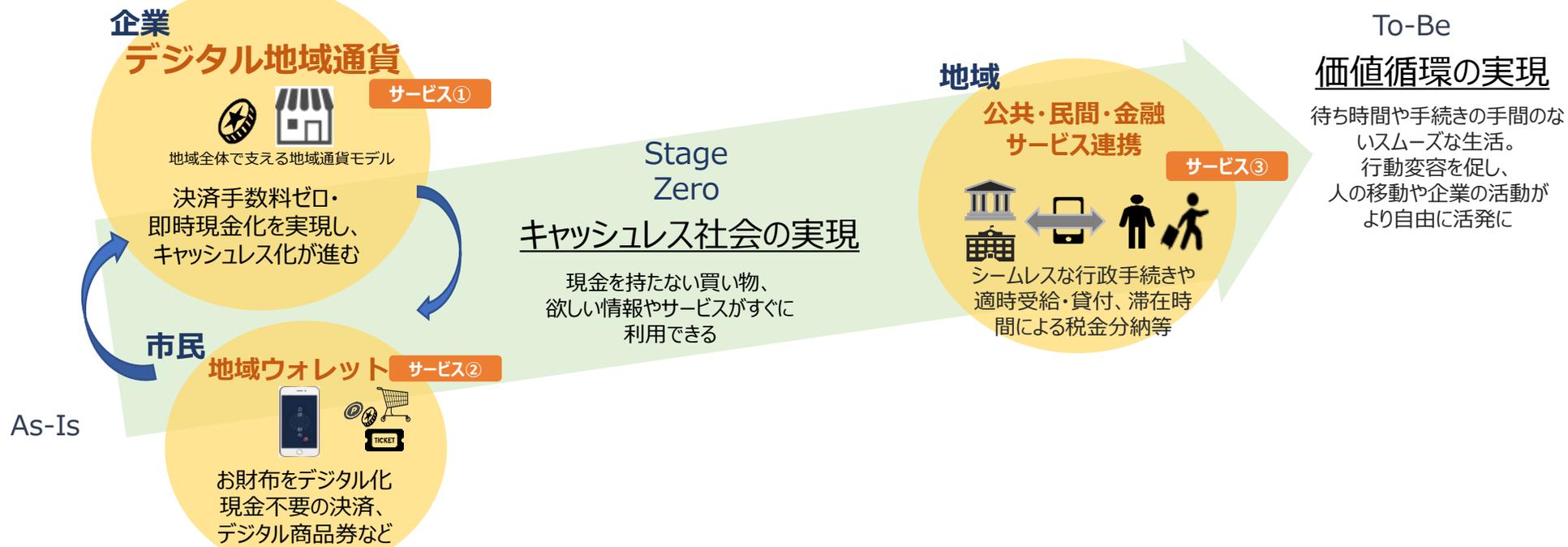
As-Is

各種購買履歴データの分野横断した活用による市民付加価値サービスの提供

決済手数料ゼロと即日現金化を実現するデジタル地域通貨が地域内すべての店舗で利用できる

現状では決済手数料や現金化に時間を要することが加盟店の負担となり、決済のデジタル化を阻害

規制改革



対象・関連分野

行政/決済/モビリティ

分野責任事業者

アクセンチュア(株)

マイナンバーカードや地域IDを活用したオンライン行政を実現し、逆デジタルデバイドを解消するとともに、職員は対面での対応が必要なサービス等により注力することで手厚いサポートも実現し、デジタルとアナログが融合した誰一人取り残さない行政DXモデルを構築する

デジタルとアナログが融合した誰一人取り残さない行政DXの実現

To-Be

デジタル導入により削減された職員工数を、対面での対応（アナログ）が必要なサービス等に割くことで手厚いサポートを実現

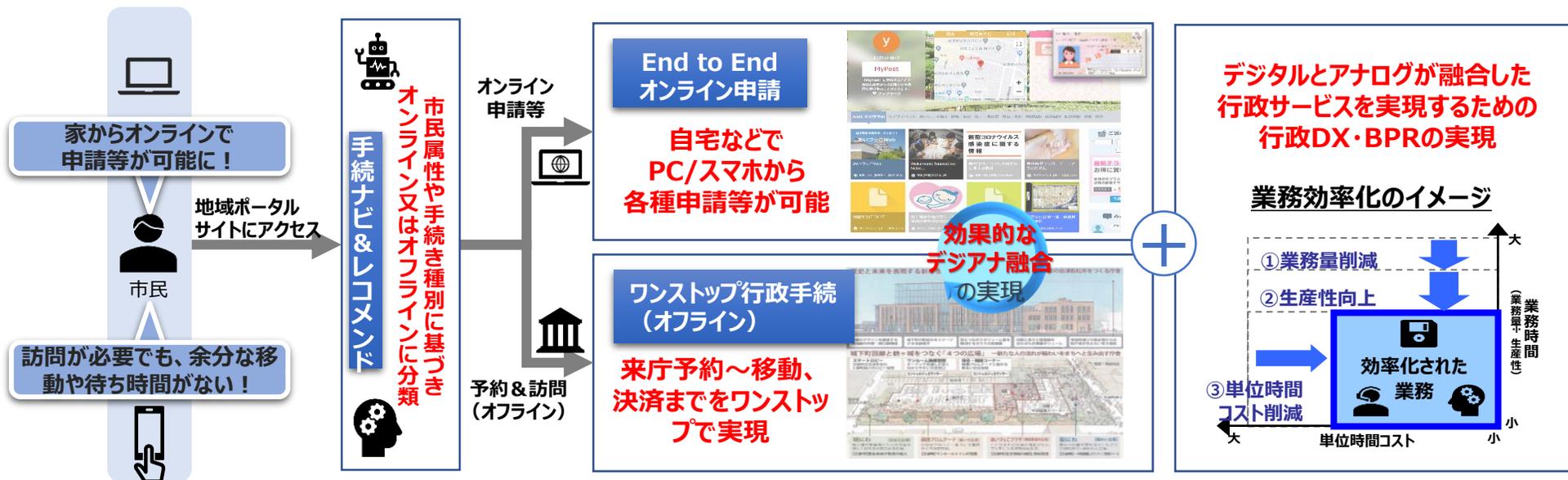
Stage Zero

都市OSに紐づく地域IDやマイナンバーカードを活用し、オンラインでの行政サービスの申請や提供を実現する

As-Is

デジタル技術の導入が不十分で、オンラインで各種行政サービスの申請や提供を受けることができない（「逆デジタルデバイド」状態）

規制改革



対象・関連分野

防災/ヘルスケア/行政/モビリティ/エネルギー

分野責任事業者

ソフトバンク(株)

現在いる場所において、現時点でとるべき最適な避難行動を、旅行者や通勤・通学者も含む市内滞在者に対して通知する「マイ・ハザード」機能を提供。また、地域間連携として、市民が他の地域への旅行中に被災した場合や、住民以外の旅行者などが市内で被災した場合にも同様のサービス提供を目指す。

災害から命を救うデジタル防災サービス

To-Be

有事の際の位置情報利用に関する事前オプトインにより、パーソナライズされた総合防災サービスを提供する

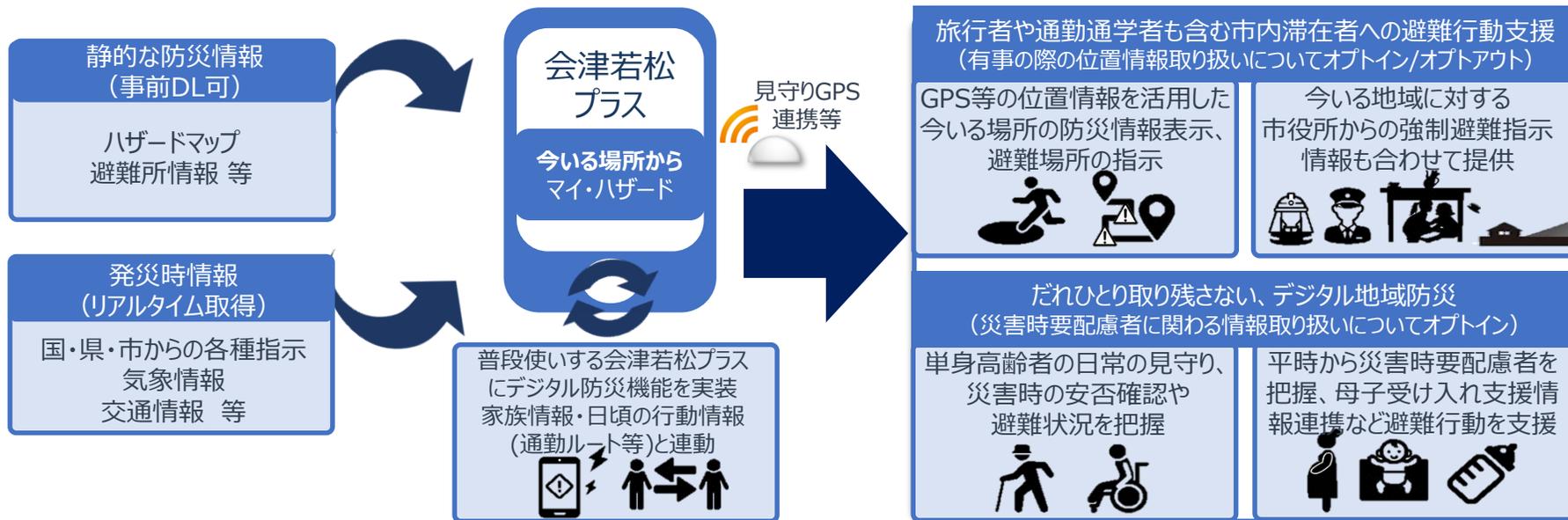
Stage Zero

スマートフォンの位置情報を活用して、どこにいても最適な避難誘導や救助を可能とする

As-Is

現状のハザードマップは自宅周辺の防災情報提供に留まっているため、旅行先等の外出先での避難誘導等ができていない

規制改革



対象・関連分野

モビリティ/ヘルスケア/決済/行政/防災/
エネルギー/廃棄物/食・農業/観光/地域活性化

分野責任事業者

三菱商事(株)

従来型のMaaS/CASE/モビリティの概念を超え、多様な分野のデータ相関性を活用して、一人ひとりの力が引き出され、サービスの消費者かつ生産者としての市民参加等を前提とする「包摂型成長を促す地域移動システム」構築を目指す。

インクルーシブ・ドライブシステム Inclusive drive system 略称 : Ids (アイズ)

To-Be

モビリティ需要創出に向けた観光・生活コンテンツ等とのパッケージ化による加速化

Stage

Zero

公共交通と個人移動の境目はなく、それらが一体となった市民参加による新しい公共・地域サービスモデルを構築
モビリティ・インフラ共通基盤を構築

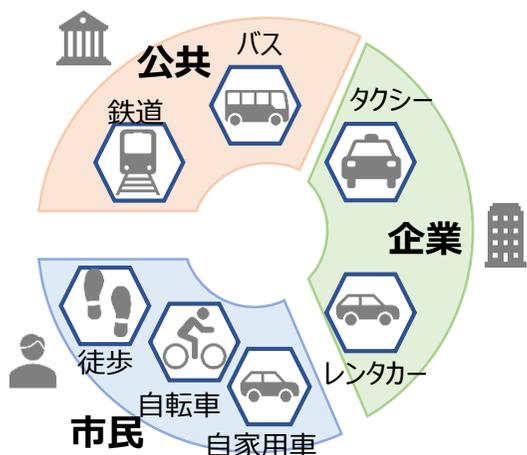
As-Is

各サービスごとでは収支が合わず、サービスの維持運用が困難になり、地域により公的支援の限界可能性
従来型の行政/企業の公共交通サービスモデルでの最適化は限界に

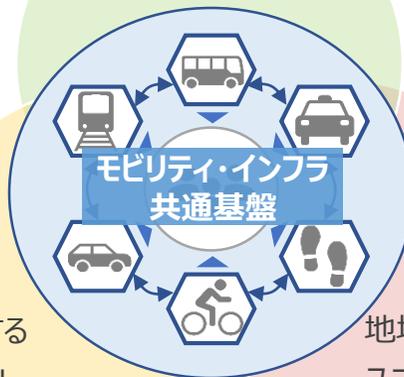


従来型の仕組み

市民参加による双方向型の新しい公共・地域移動の仕組みづくり



一人ひとりの力を引き出し、市民参加を促す
エンパワーメント



感情に訴え、需要を創出する
エモーショナル

地域の全ての人に届くような
ユニバーサル

- 1 関係者
を広く
- 2 関係者
を広く
- 3 すべての人に
届くように
- 4 関係者の意見を
活かす
- 5 シェアードサービス
を推進する
- 6 関係者として
参加する
- 7 エネルギーをみんなに
提供する
- 8 関係者も
参加する
- 9 関係者や関係者の
参加を促す
- 10 関係者や関係者の
参加を促す
- 11 関係者や関係者の
参加を促す
- 12 つながる責任
をつかさどる
- 13 関係者や関係者の
参加を促す
- 14 関係者や関係者の
参加を促す
- 15 関係者や関係者の
参加を促す
- 16 関係者や関係者の
参加を促す
- 17 関係者や関係者の
参加を促す

対象・関連分野

エネルギー/決済/モビリティ/廃棄物

分野責任事業者

バンブージャパン(株)

安定的な再エネ利用とデジタル技術により、自立分散型のまちをつくとともに、省エネ・RE100・エネルギーの地産地消を実現し、将来的にネットゼロカーボンシティを目指す

CO2の実質排出がゼロとなる、持続可能な社会を実現する

To-Be

地域の再エネを100%利用し、再エネを自ら作って使うことにより、自立分散型のまちづくりを推進する(グリーンエネルギー化と地産地消)

Stage

Zero

独立して安定していない再エネを、会津エネルギーアライアンスを設立することで、安定的に利用しやすく提供

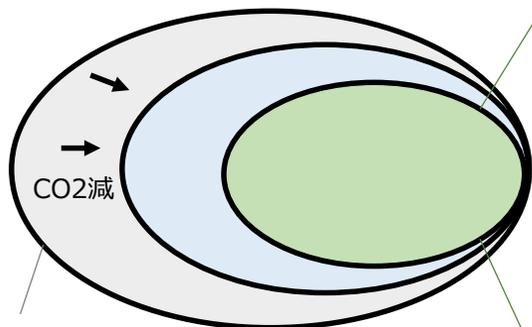
As-Is

会津では再エネの供給量が需要を50%上回っているにもかかわらず、市民が再エネを選択する仕組みがなく、再エネを利用していない

規制改革

ネットゼロカーボンシティに向けた取組

1. 省エネ 2. 電化 3. 再エネ化



- 2011年～: 会津若松市では600世帯に対して省エネを推進し、夏季に27%のエネルギー消費を削減
- ZEH(ゼロエネルギーハウス)やZEB(ゼロエネルギービル)の推進
- スマートプラグゲートウェイ等により、AIで家電ごとの使用状況を解析見える化する、エネルギーマネジメント

会津エネルギーアライアンス

地域の発電を集約する「会津エネルギーアライアンス」を設立

- エネルギーの供給状況を可視化し、共有の蓄電池を保有することで地域全体の再エネを安定的で利用しやすくする
- 会津若松市から委任される認定機関として、「会津若松再エネ認証」を発行

デジタル技術を活用した、再エネ地産地消の実現

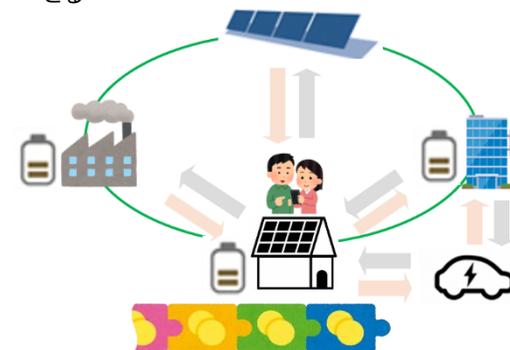
- 市民がオプトインして会津の再エネを選択し、需要データを提供する場合には、地域ポイントを還元することで再エネの利用を加速



個人間取引

市民参加型の再エネの個人間取引による自立分散モデル

- オンサイト再エネの普及とデジタル技術を活用した再エネの個人間取引(Peer to Peer)により、エネルギーの自立分散型の流通を加速させる



ブロックチェーンのトレーサビリティとスマートコントラクトによって、再エネ証明と、kWh単位のトークンを取引先のIDに紐づける

対象・関連分野

廃棄物/エネルギー

分野責任事業者

バンブージャパン(株)

廃棄に依存した大量生産・消費モデルから、回収、再利用、再生を前提にした資源循環型の地域モデルを目指す
 大量生産・消費モデルから、資源循環型の地域モデルへ

To-Be

再生や再利用の取組を会津若松地方広域市町村で加速し、ごみの少ない持続可能な地域を実現する

Stage

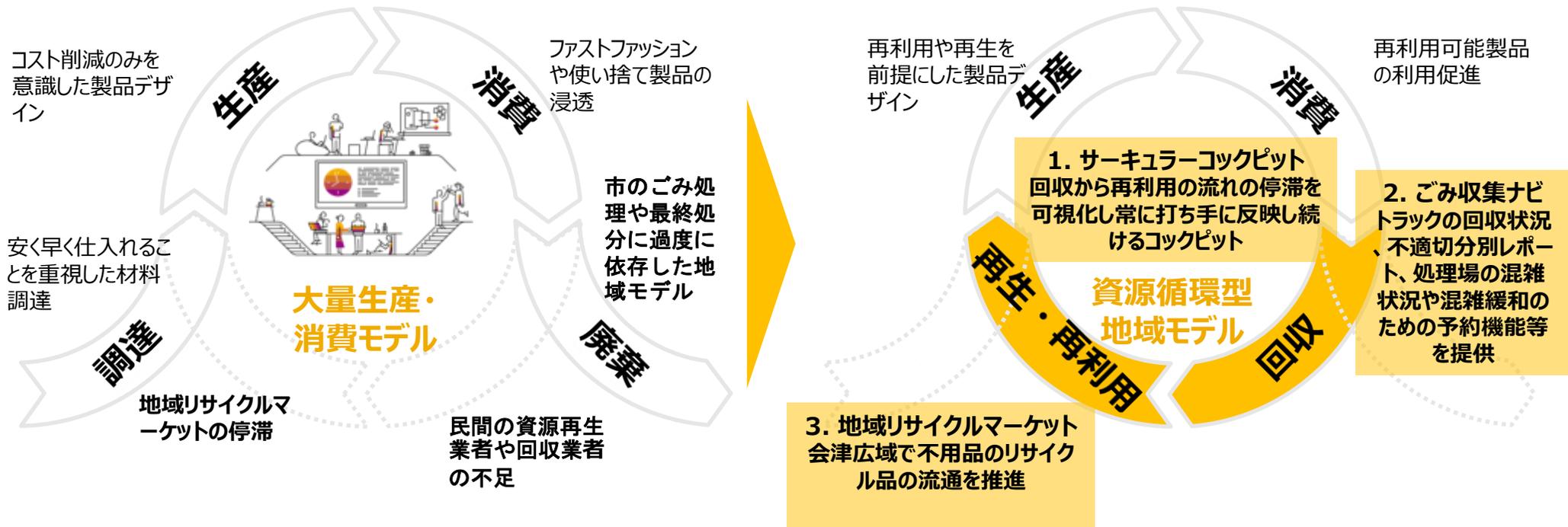
Zero

ごみ袋の有料化の試みと合わせてごみの見える化を実施、また地域のリサイクルマーケットを設立することで、ごみの量を減らす

As-Is

10-50万人の人口を持つ全国238都市のうち、本市の一人あたりのごみ排出量は多く、全国ワースト11

規制改革



対象・関連分野

教育（子育て・防犯）/ヘルスケア/決済/行政

分野責任事業者

凸版印刷(株)

「少子高齢化及び人口減少の進行への対応」、「子育て環境の目まぐるしい変化への対応」などの地域課題を踏まえ、学校や医療機関などが連携し、地域が一体となって子育て支援を行う気運の醸成や仕組みを整えることで、未来の社会を担う子どもたちの一人ひとりの個性に応じた“生き抜く力”を身に付けるためのサポートを推進。

【デジタル×グローバル時代】に必要な“生き抜く力”を誰もが習得可能な成長環境を構築し、「憧れ・学び・誇り、凜としたあいづっこ」を育てる

To-Be

企業・市民・大学等の地域人材と学校等が連携し多面的な教育を実施することで、子どもの個性に応じた教育を実現

Stage Zero

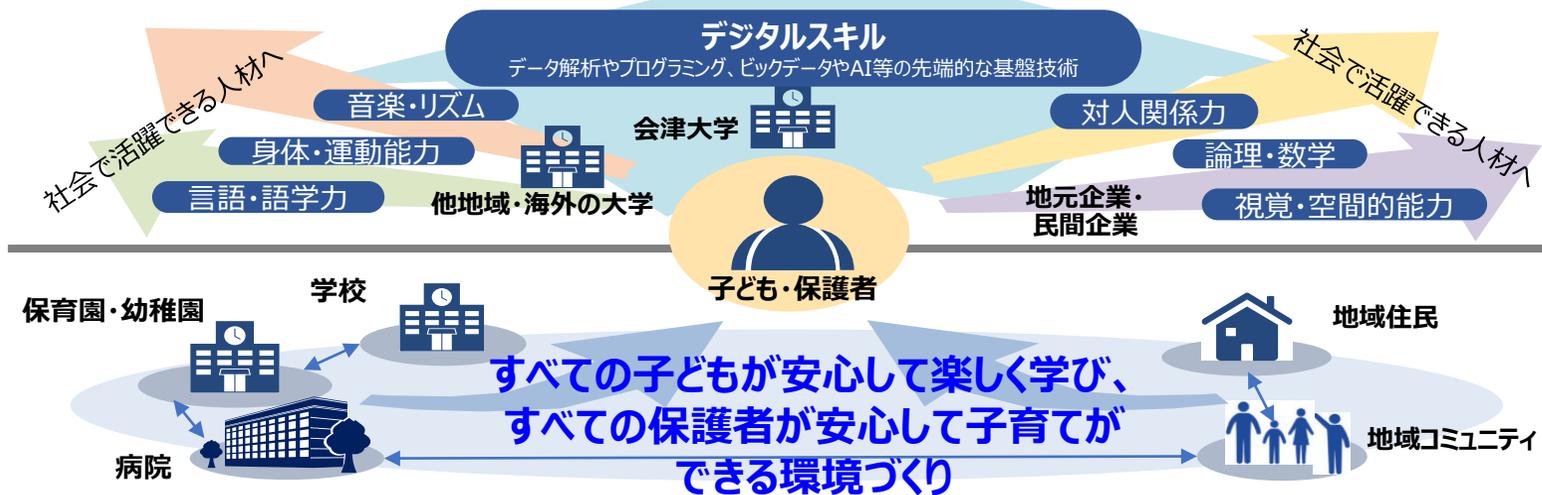
子どもを取り巻く様々な情報をデータ化し、子どもに接する関係者の“見守り”や“指導”に有益な情報を共有化

As-Is

家庭や各機関が保有する“情報”が共有化されておらず、個人の状況に合わせたきめ細やかなサポートができていない

規制改革

一人ひとりの特性に合わせた“夢を実現させるための力”を育てる教育の実現



個々に合った「生き抜く力」の実装を支援

子どもの生活・健康・学習状況を可視化・共有化

- 1 防災も大切に
- 2 多様な文化を
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を推進しよう
- 6 気候変動に具体的な対策を
- 7 持続可能な開発のための目標を
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 気候変動に具体的な対策を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 気候変動に具体的な対策を
- 12 つくしを責任と公平で
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

対象・関連分野

食・農業/決済/モビリティ/廃棄物

分野責任事業者

凸版印刷(株)

生産現場のスマート化や食品流通のDXを進めることで、「地産地消の実現」と「フードロスゼロ社会の実現」へ向けた取組を加速し、持続的な農業・食品流通モデルを構築、維持発展させていく。

生産者・消費者（実需）・地域が一体となった三方良しの地産地消型の食・農業の実現

To-Be

地域内生産者と消費者（実需）のダイレクトなマッチング拡大（地域内出荷率向上）による“生産者の所得向上”の実現

Stage

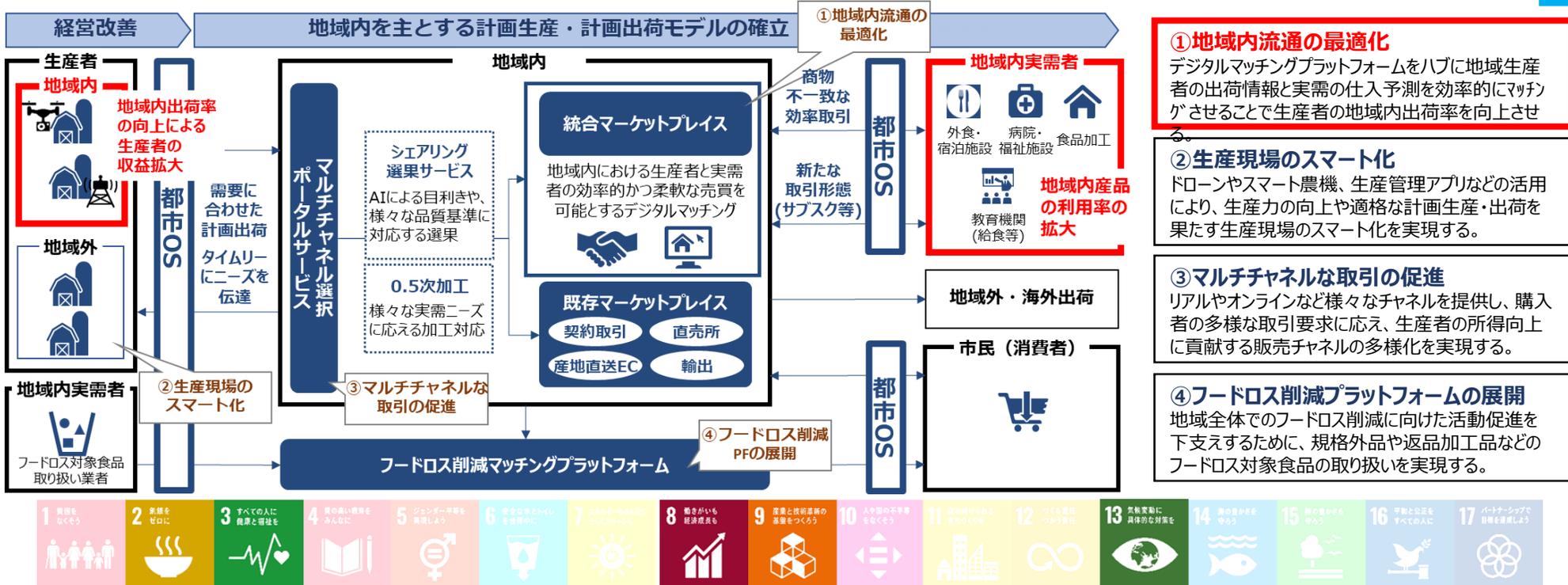
Zero

地域内の生産～消費までのデータ連携による生産・商取引の可視化、食品流通のデジタル化の実現

As-Is

需要と供給の情報がともにデータ化されていないため、地域内での効率的なマッチングができておらず“ミスマッチ”や“ロス”が発生

規制改革



対象・関連分野

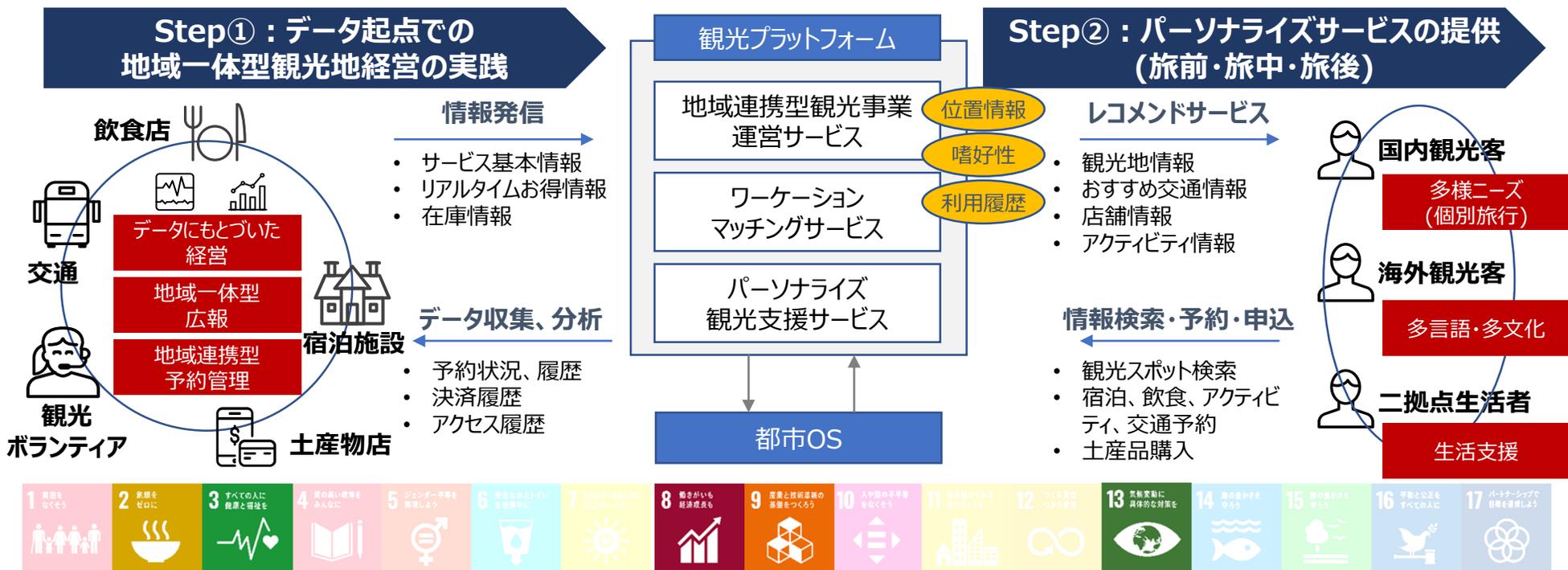
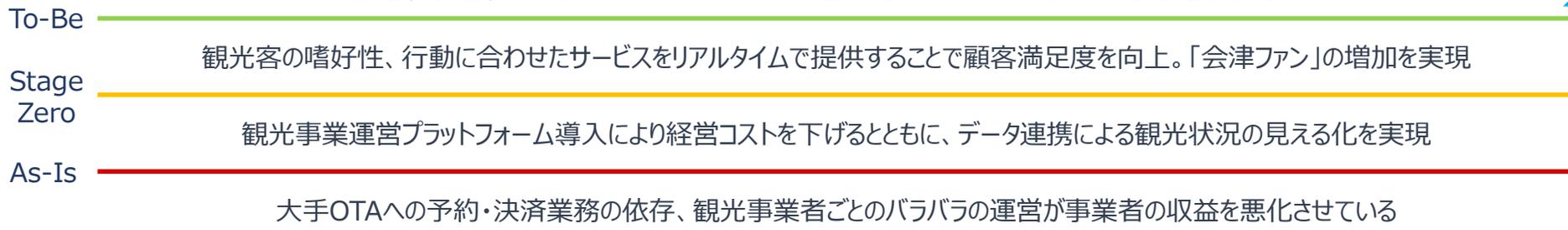
観光/決済/防災/モビリティ/食・農業

分野責任事業者

アクセンチュア(株)

観光事業運営プラットフォームの導入により事業経営コストを低減させ、より競争力の高い観光コンテンツの充実を図るとともに、集積したデータを起点に多様化する観光客ひとりひとりのニーズに合ったサービス提供の実現を目指す。

ひとりひとりの「ワクワク」ニーズに応える『パーソナライズ観光』の確立



対象・関連分野

地域活性化/ヘルスケア/決済/防災/モビリティ

分野責任事業者

パナソニック(株)

「誇りある歴史・文化と、豊かな自然の中で、人々が輝き、新たな魅力を創造するまち」を目指し、歩行者や低速モビリティ・グリーンスローモビリティを中心とした空間の中で、デジタルを活用した新しいサービス・コミュニケーションに溢れる活気的・魅力的な「まちなか」を実現する。

*Co-Co:Communication-Cocreation

歩いて話して、共創を生み出すまちなか空間

To-Be

まちなか空間共通のおもてなしサービスや交流拠点を整備し賑わい創出を加速

Stage

Zero

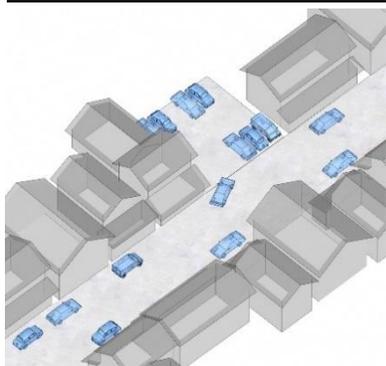
デジタルデータ連携により道路空間再編事業を早期に実装

As-Is

「車」「駐車場」「大規模店舗」は地域が培ってきた魅力や個性を喪失させつつある

規制改革

As-Is



車中心のまちなか空間

- 目的地への車での往復が中心
- まちなかの魅力に気づきにくい

To-Be



人中心のまちなか空間

- 道路再編事業による人中心の空間づくり (①)
- 多様な低速モビリティの導入(②)



まちなかの賑わい創出

- デジタルを活用した新しいサービス、コミュニケーション (③)
- 都市OSを介したオプトインに基づく趣味嗜好情報の利活用



民間公共空地等を活用した交流拠点整備

- まちなか空間にある民間空地等を整備し、新規出店や交流の場として活用する (④)



対象・関連分野

ものづくり

分野責任事業者

SAPジャパン（株）

地域ものづくり企業が共通で利用できる業務プラットフォームを構築することで、中小企業のデジタル化を推進。世界で進むインダストリー4.0やデジタル化の波に遅れないためには地域ものづくり企業内のデジタル化が必要不可欠。

地域ものづくり企業の生産性25%向上の達成

To-Be

地域ものづくり企業間をつなぐ業務のデジタル化やシェアードサービスの実現。地域企業群をバーチャル大企業として高度化。

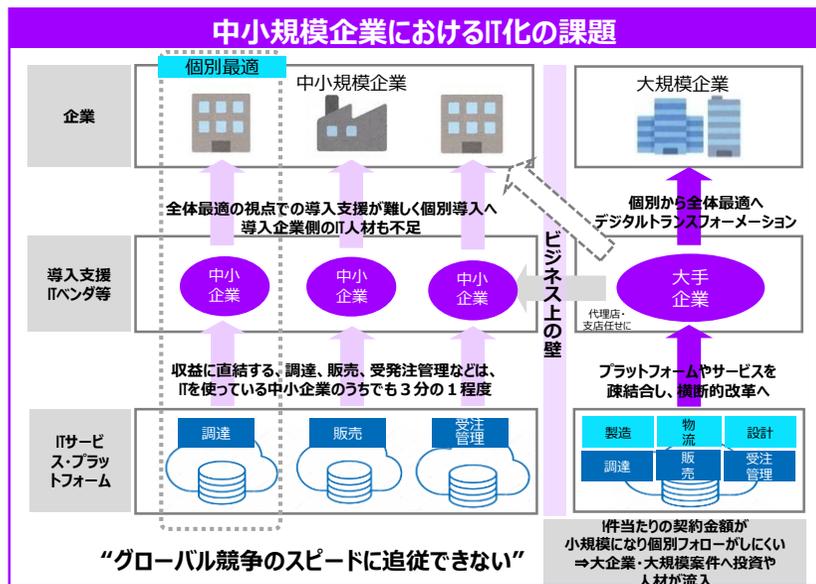
Stage Zero

地域ものづくり企業で共通利用可能なプラットフォームによる企業内の業務標準化により地域全体の生産性向上

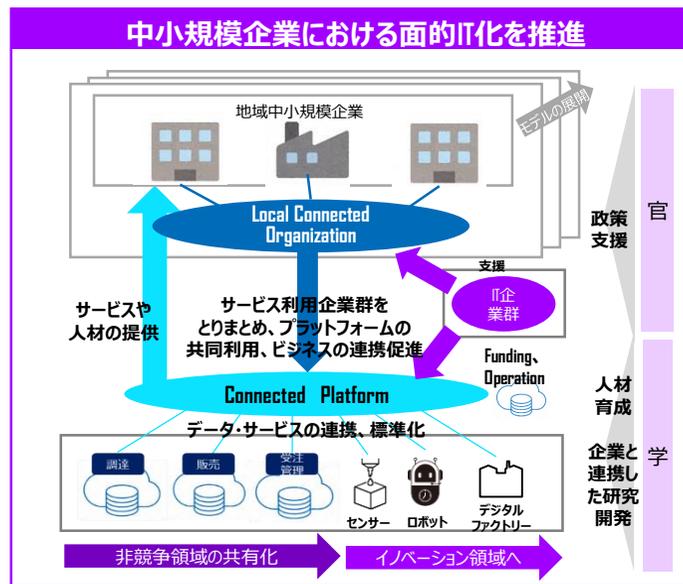
As-Is

地域中小企業のデジタル化の遅れに伴う低い生産性（2025年の崖：日本全国で12兆円/年の損失という危機的な状況）

規制改革



クラウド業務プラットフォームの面的適用

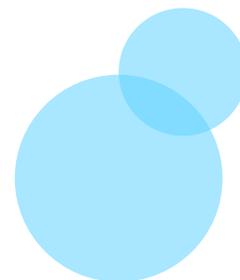


- 1 周囲をなくそう
- 2 熱意をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を實現しよう
- 6 資金の公平な配分を確保しよう
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 自然資源を持たずとも豊かになろう
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

Ⅲ 都市OSを活用した複数分野・地域間でのデータ連携

行政手続関連のみならず、**地域における市民生活全般におけるすべてのデジタルサービスにおいて、市民が基本情報（住所、氏名など）の入力や本人確認などを一回で終わらせる『ワンストップ』と、オプトインに基づきさまざまな自身のデータの管理・流通を実現させる『コネクテッド・ワンストップ』を実現させることを志向して、都市OSの開発・運用を行っている。**

市民が安心して自身のデータをオプトイン（信託）するために、**データを分散管理しつつ、単一のアカウント情報から個人に紐づくデータを取得することが可能な仕組み**を実現する。



行政手続関連のみならず、地域における市民生活全般におけるすべてのデジタルサービスにおいて、市民が基本情報（住所、氏名など）の入力や本人確認などを一回で終わらせる『ワンスオンリー』と、オプトインに基づき様々な自身のデータの管理・流通を実現させる『コネクテッド・ワンストップ』を、都市OSを通じて実現させる

As-Is (アナログ)

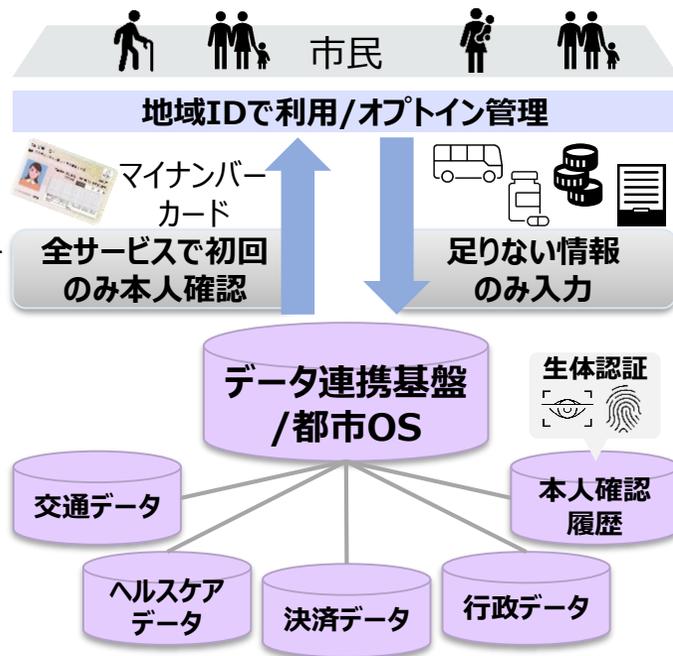
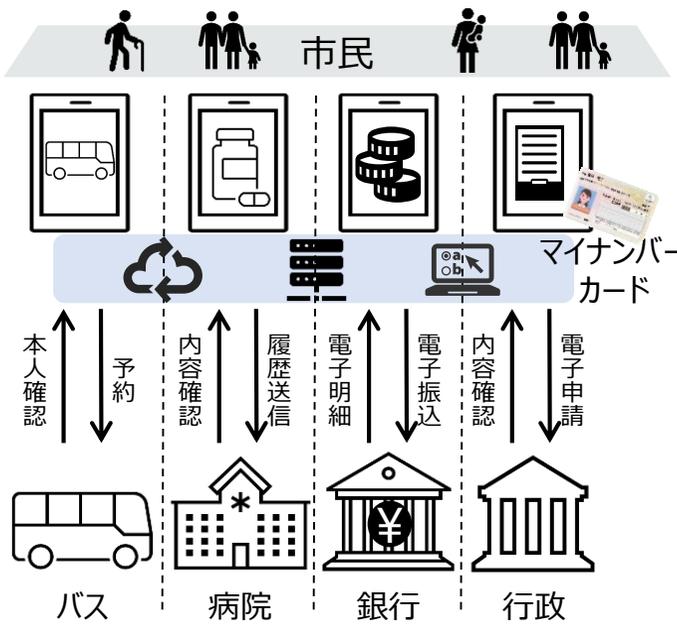
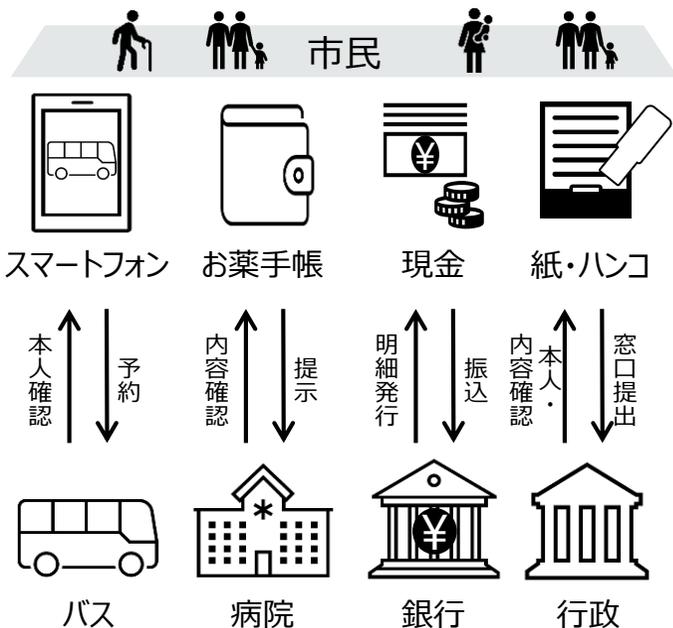
現状 (IT化)

To-Be (あるべきDX)

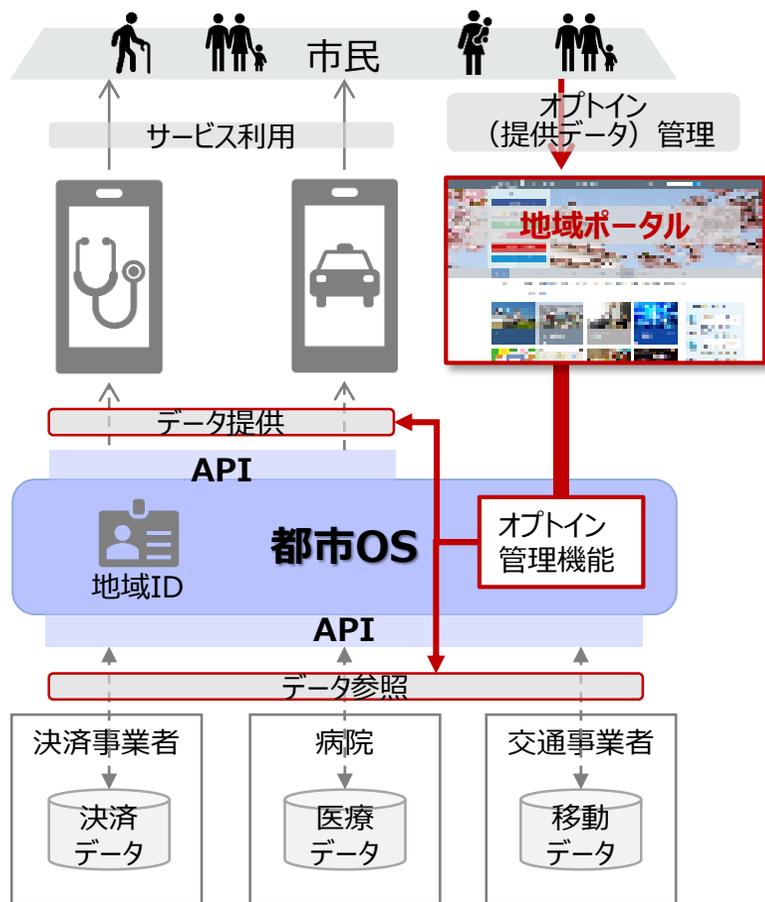
アナログとデジタルのサービスが混在していることに加え、サービス提供者ごとに情報収集や本人確認を行っており、市民、事業者双方の手間が大きい

サービスのデジタル化を進めると共に、特に行政手続関連においては、マイナンバー/マイナンバーカードを利用して効率化を企図

行政関連手続のみならず、都市OSに連携する全てのサービスでオプトイン管理によるワンスオンリー・ワンストップを実現し、市民・サービス提供者双方の利便性を向上



デジタル手続法の基本原則である(1)デジタルファースト、(2)ワンスオンリー、(3)コネクテッド・ワンストップを実現するため、都市OSをハブとしてデータを分散管理し、単一のアカウント情報から個人に紐づくデータを取得することが可能な仕組みを実現する。一方で、GDPRや個人情報保護法等、**パーソナルデータの主権を個人に戻す流れを念頭に、オプトイン型のデータ取得・利用の原則**を堅持し、ユーザ自身がパーソナルデータの提供可否を選択出来る仕組みを実現する。



オプトイン管理

①利用目的と②必要データ項目をわかりやすく表示して同意取得（オプトイン）し且つその履歴を保持する

サービス利用開始時

サービス利用者の明示的同意を取得してデータ提供&サービス利用開始

【サービスA利用開始時】
『健康アドバイス』を目的として、『決済データと医療データ』を提供してよいですか？

はい

いいえ

サービス利用中

サービス利用中もデータ利用状況を確認でき、いつでもデータ提供&サービス利用停止可能

【サービスA利用中】
『決済データと医療データ』を提供しています。利用停止しますか？

はい

いいえ

データ管理

個人に紐づく情報をすべてコピーして都市OSで保管はせず、都市OSは個人データの種類と所在のみを管理しデータは保有しない（分散管理方式）

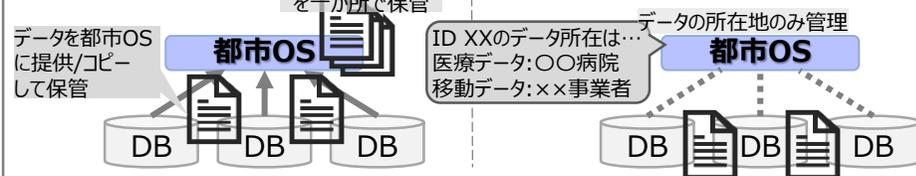
❌ 集中管理方式（非採用）

都市OSですべてのデータを管理
都市OSの容量を圧迫し、セキュリティリスクもあり

大量の個人データを一か所で保管

ⓘ 分散管理方式（採用）

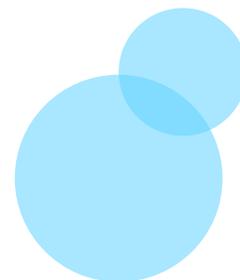
都市OSはデータの所在地のみを管理し、データ連携のハブの役割のみを担うことを基本とする



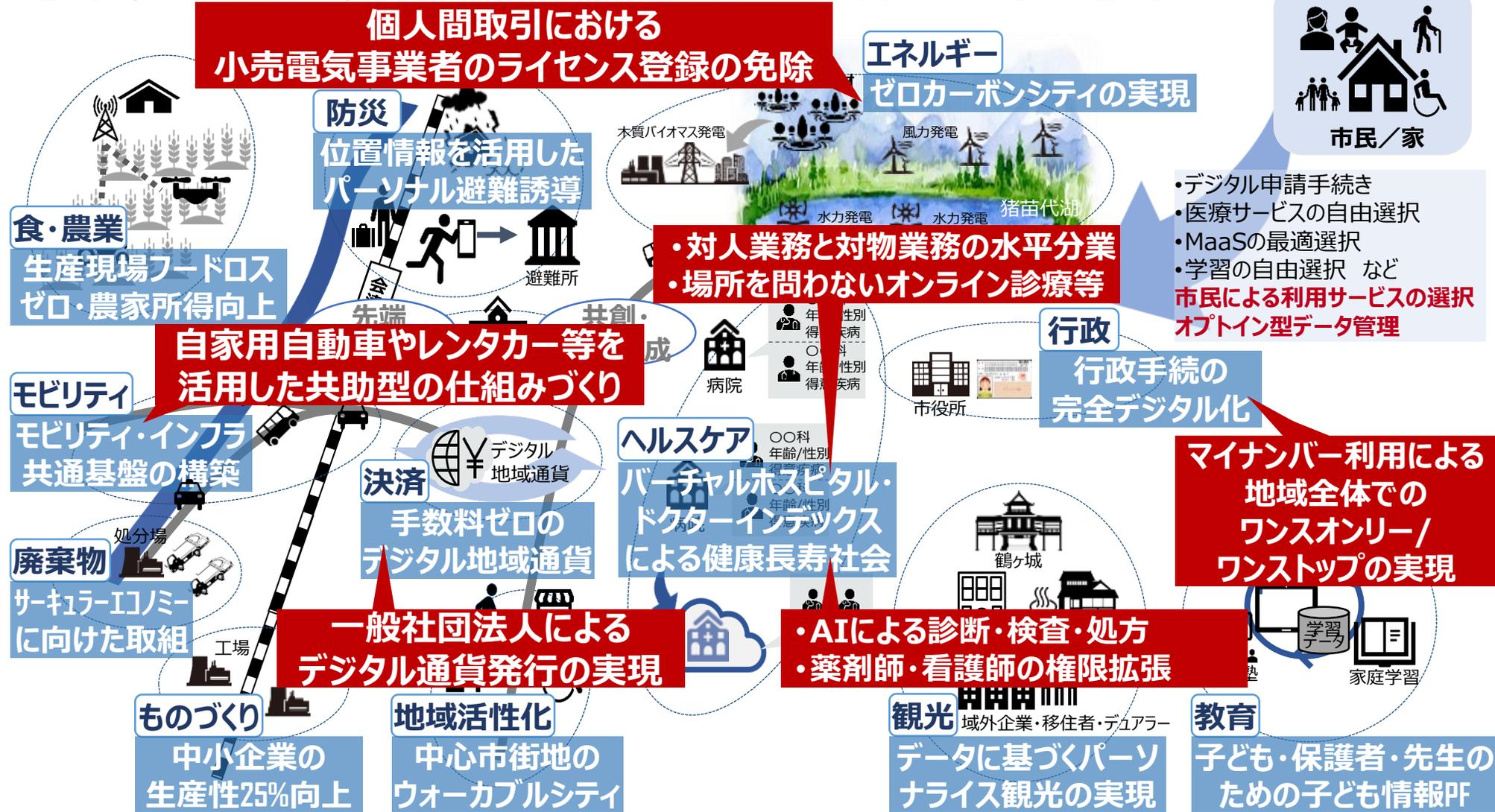
IV 実現のため必要となる規制改革

10年間のスマートシティ会津若松の取組に加え、ここ数年でAiCT入居企業をはじめとする多数の企業が追加で参画したことをきっかけに、幅広い分野サービスにおける更なる発展・深化について検討される機会が多くなり、その中で規制改革が必要な事項が見えてきたところである。

特に、日本全体の喫緊の課題である医療分野における規制改革事項が多いことから、本市はヘルスケア分野を中心としつつ、さまざまな分野の規制改革事項に関する提案をさせて頂く。



スマートシティ会津若松の取組を踏襲し、**市民生活に密接した12分野**において、本市の伝統・歴史・文化・景観などを生かしながらデジタルを活用することで、地域の利便性・持続性等を向上させる**ブラウンフィールドでのスーパーシティ**を推進する。様々な分野や多様な利用者を意識した包括的かつ包摂的なデジタル化を推進する。

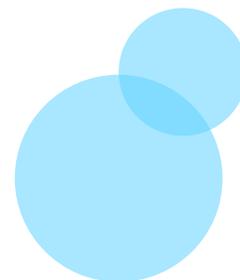


地方創生のための地域DXの推進においては、地域の構造的課題を解決する必要がある。
スーパーシティでは、以下の規制改革事項を中心として、市民に寄り添ったサービスを構築していく想定。

改革分野	社会変革の方向性		変革に必要な規制改革事項	
	As-Is	To-Be		
ヘルスケア	医療者リソースの最適化	職務の 固定化	AI・医療者が柔軟に 適所で活躍	医師法・保助看法・薬剤師法等 ・ AIによる診断（予防医療）の実現 ・ 看護師（受診勧奨）や薬剤師（リフィル処方）の権限拡張等
	薬局DX	薬局の ハード縛り	人・物ともに どこでも・どこからでも	薬機法・薬剤師法 ・ 情報連携による共同での処方箋応需、複数薬局・事業者間での分業による集約化・効率化 ・ 薬剤師の居場所を問わないオンライン服薬指導 等
モビリティ	市民参加によるモビリティの確保	交通・物流の 従来型モデルは限界に	地域連携を促すモビリティシステム	道路法・車庫法・道路運送法・消防法 ・ 道路上で乗捨て・出発が可能な柔軟なカーシェア事業の実現 ・ 災害時における移動給油車両による直接給油の実現 等
決済	地域通貨による手数料ゼロ	決済代行手数料 3.24%以上	基本的に 0% に	資金決済法（第40条第1項第1号） ・ 地域マネジメント法人（一社）による資金移動業の登録
エネルギー	RE100の実現	小売事業者を通じた取引に限定	P2P取引/EVによる再エネ活性化	電気事業法（第2条の2） ・ 個人間取引ネットワークで一定程度のバランスが取れる場合において、小売電気事業者の登録義務の例外的免除
基盤・データ	地域でのワンズオンリーの実現	行政内のワンズオンリー推進	地域全体でワンズオンリーに	番号法（第9条他） ・ 官民間を含むやり取りでマイナンバーをキーとした情報連携を実現（・ガバメントクラウド等を通じた行政保有データの民間利用）

～ ヘルスケア分野 ～

医療構造改革（DX）を実現するためには、①PHRデータや医療関連データの収集・分析を通じて医療の現状・実態を明らかにし、②データ・AI・オンライン前提の医師・看護師・薬剤師のリソース最適化をアジャイルで推進していく必要がある。



AI診断や遠隔診療などの施策を個別に推進する想定ではなく、デジタル技術も活用しながら医療構造改革を実現することで、日本医療の課題を解決するモデルを構築することを志向

日本医療の課題

「延命長寿国」「医療費増大」「医療リソースひっ迫」の三重苦状態

(市民)

(行政)

(医療機関)

医療構造改革（DX）の骨子

As-Is

To-Be

医療者の負荷軽減

職務の**固定化**

AI・医療者が柔軟に**適所で活躍**

①リソース最適化

場所制約の緩和

薬局の**ハード縛り**

人・物ともに**どこでも・どこからでも**

②薬局DX

医療方針転換

事後治療&プロセス報酬

予防 & 早期介入 & アウトカム報酬

③AIホームDr

患者・医師の行動変容

何となく**近くの病院**へ

データに基づく**医師の選択**

④Drインデックス

改善・予防追求型介護

延命長寿

健康長寿

⑤デジタル介護

医療データ連結 & 利活用

バラバラ & 個別利用

PHR型連携 & オプトイン利活用

⑥PHR連携基盤

これら医療構造改革を、**地元病院・医師会・薬剤師会と連携して推進**

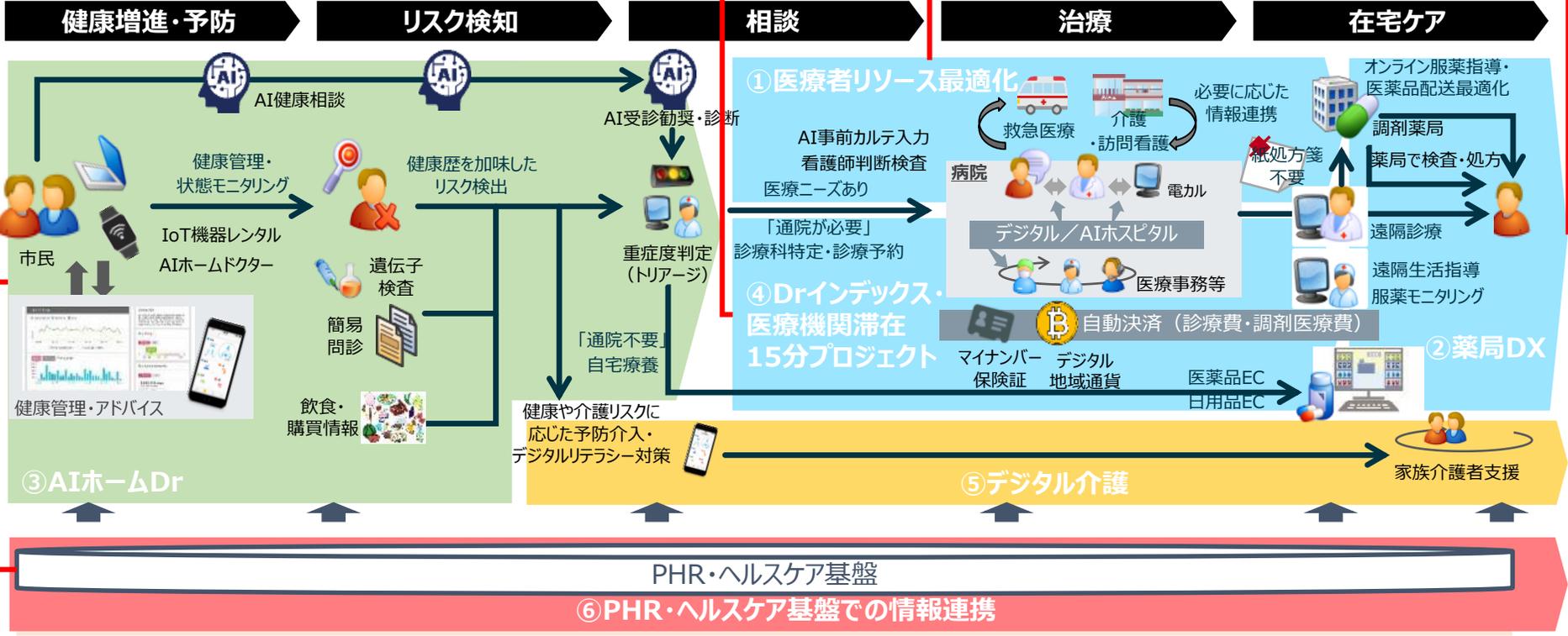
市民の利便性向上と医療改革の双方を意識した医療DX推進には、医療UX患者UXの各フェーズにおいてさまざまな規制改革を実現する必要がある、これらの規制改革が一括して実現することで「まると未来都市」が実現可能

- AIによる診療(補助)・予防の保険適用化 (AIによる医療相談・診断)
- 看護師による受診勧奨・アウトカム制度
- 海外承認済みIoT機器の国内実証使用容認など

- 医療広告規制の緩和・明確化
- オンライン診療関連規制の緩和 (医師の所在を問わないオンライン診療など)

- 看護師・薬剤師の新たな役割 (一定条件での検査・治療)
- AIによる電子カルテの事前代行入力

- 遠隔服薬指導・薬剤師の遠隔勤務の解禁
- 一般医薬品の特定販売要件の緩和
- 実店舗を持たない卸/配送センターの設置・活用許容



個人情報保護条件／オプトイン取得方法・範囲 (包括的オプトイン) の明確化・緩和

医師のみが行える業務が多い現状から、AIや薬剤師、看護師などの専門職が、デジタル技術による情報連携等を有効に活用して、適所で健康維持・医療を担える仕組みとし、住民の安心と医療サービスの質・量を維持する。

As-Is



対人	コミュニケーション	忙しくて十分な時間がとれていない	
	判断	判断が医師に集中	補助的役割に限定
	手技	技術の進化でリスクが低減したものの、侵襲性があるものは医師・看護師に限定	
対物/事務		対物・事務業務が多くの時間を占める	

To-Be



対人	コミュニケーション	充実	充実	充実	高度化サポート Data/IoTツール
	判断	高度な判断 低リスク判断	低リスク判断・処方	リフィル 処方 簡易診断	
	手技	高リスク 低リスク	中リスク 低リスク	低リスク	
対物/事務		減少	減少	減少	自動化

低リスクな判断まで医師の指示が必要であり、かつ対物/事務に忙殺され、各職種の特長スキルを活かした高度な業務に十分に注力できていない。

コミュニケーションや高度医療に集中

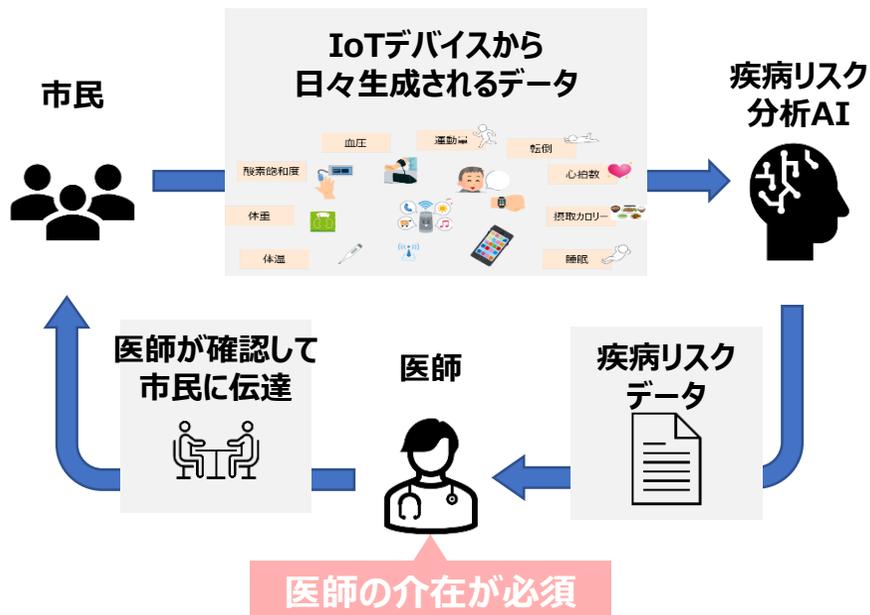
対人ケアや高度な看護スキルに集中

対人業務や高度な薬剤管理スキルに集中

AIが判断をサポートし、対物/事務業務自動化

規制改革を通じて、種々のヘルスケアIoTデバイスから収集されたデータをAIがリアルタイムに解析した上で、疾病リスクアラート（受診勧奨）を通知可能とすることで、データに基づく要望利用を実現

As-Is



- ✓ 現状でも医師が介在すれば、AIの結果を活用・通知は可能
- ✓ しかしながら、データヘルスケアによる予防医療が普及した際に、全ての市民の疾病リスクデータを医師がリアルタイムに分析し、市民に伝達することは困難

To-Be



- ✓ 日々生成されるデータを常にAIが確認し、疾病リスクが検知された際にはAIから市民にアラート（受診勧奨）を通知
- ✓ 本フローに医師が介在することなく、AIのみで実施可能とすることで、予防医療における医師の過度な負担をなくす
- ✓ 民間保険会社と組み、保険商品とセットにした、AIデータ分析型リスクアラートサービスを、予防医療効果が期待される高血圧、糖尿病などの疾病を対象として提供する事を想定

関連規制

- 医師法第17条、第20条、第23条、第24条：医師でなければ、医業をなしてはならない
- 平成30年12月19日 医政医発1219第1号：AIを用いて行う診療の主体、責任の所在は医師である

医師でしか担えない業務の一部を、将来的に医療者の介在なくAIのみで提供可能とし、医師の負荷軽減につなげる。

規制内容

- 医師法第17条：医師でなければ、医業をしてはならない。
- 平成30年12月19日 医政医発1219第1号：AIを用いる診療の主体、責任の所在は医師である

規制改革

- 人-人の対応が不要でアルゴリズム的判断が可能、かつ重篤な誤判断が極めて少ない条件であれば、**AI判断による診断・検査・治療指示**を可能とする。

AIが可能な業務の現状と改革案

改革後の安全策の例

現状

- AIは診断・判断の補助としての位置づけであり、AIを用いて行う診療の主体、責任の所在は医師である
- AI診断医療機器プログラムの審査・承認基準は定まっていない
- AIプログラムから直接利用者へ疾患名や受診要否を提示する技術のレベルは向上し、イギリスなどでは「AIかかりつけ医」が普及してきている

医療者の負担が大きい現状から、AI診断の位置づけを明確化し、活用を促進する事が、医療資源の有効利用、サービス維持に必要

改革案

AIが直接診断・指示を行う医療プログラムを使用可とする
AI診断プログラムの審査・承認基準を定める

《事前条件設定》

- 国の議論や区域会議、地元医師会、有識者等の協議を踏まえ、必要に応じて条例等を策定することを視野に入れて検討
 - AI診断プログラムに必要な条件
 - 対象者の健康医療情報に対する参照・同意の枠組み
 - 医師などへの連絡が必要な状況や方法

《承認前PDCAサイクル》

- 地域、目的を限定した小規模実証のデータからプログラム改良、基準改善を行う

《承認後モニタリング》

- 承認後の成績をモニタリング・報告し、問題ある際はサービス中止

《事業者責任の明確化・強化》

- 有事の対応、AI診断サービスの状況確認と是正

《想定されるAI判断の具体例》

- 疾患罹患可能性や将来リスクの直接提示
- 受診要否や方針の提示
- 将来的には、低リスクの検査指示や処方

オンライン医療が一般化するにあたり、市中に散在する薬局が健康管理ステーションへと進化し、対面医療の一部を担う事で、医療資源の有効活用と、市民にとって安心なオンライン・対面医療サービスの両立が得られる。

As-Is



- オンライン診療が浸透しても、
- 検査・治療等では医療機関に行く必要がある
 - 患者だけでは専門知識を的確に理解できない

薬局 約6万件(厚生労働省 衛生行政報告例)
コンビニ数 約5.5万件(日本フランチャイズチェーン協会)

To-Be



- 地域に根差す薬剤師の職能を拡大し、
- 対面でのリフィル処方箋、簡易採血や予防接種が薬局/自宅で行われる
 - オンライン医療の利用を補助、専門知識の理解を支援してもらえる

物理的に
処置が
必要

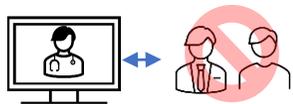


- ✓ 薬剤師が服薬状況や体調を確認し、同処方継続で問題なさそうでも、薬剤師は処方できない

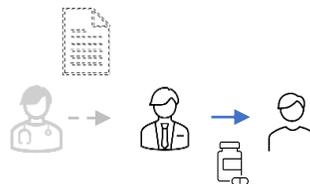


- ✓ 薬剤師は採血や注射ができない。自己採血キットの使用や予防接種(海外では研修後可能)も不可

専門
知識の
不足



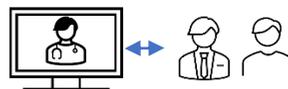
- ✓ 薬剤師によるオンライン診療補助は想定されていない



- ✓ リフィル処方箋により、安定経過中は一定期間医師の診察が不要(海外では薬剤師による処方が可能)



- ✓ 薬剤師が採血や予防接種を実施でき、患者の利便性が向上



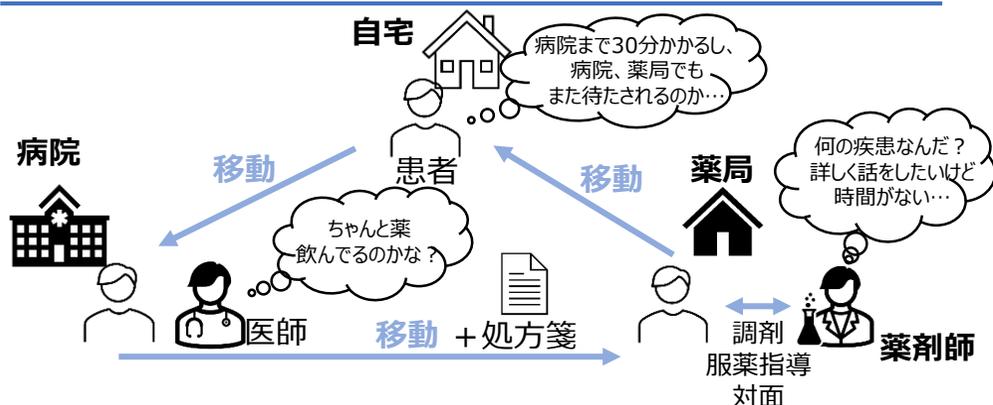
- ✓ 薬剤師がオンライン医療の活用を補助、利用者の疑問に回答

関連 規制

- 医師法第17条、第20条、第22条：医師でなければ、医業をしてはならない。医師の診察がなければ処方箋を交付できない。
- 薬剤師法：可能な業務に採血や注射は含まれない。
- オンライン診療の適切な実施に関する指針：薬剤師による診療補助の記載なし。

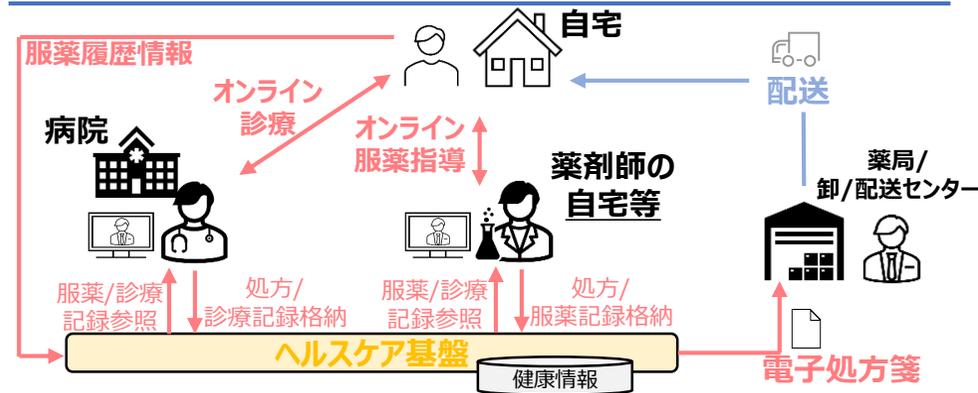
今後の薬剤師の期待役割として、患者の薬物治療に関する情報の聴取・管理・記録・指導などの対人業務が主となることから、対物業務は集約化する事で、市民に迅速・簡便に必要な薬が届き、安心感をもって服用できる仕組みを実現。

As-Is



- ✓ 一般的な対面による処方箋受付では、待ち時間が長く、体調不良など移動が困難な場合でも、外出が必要。
- ✓ 発送元は対面機能を持つ薬局実店舗に限定される。
- ✓ オンライン服薬指導を行う場合、薬剤師は処方箋を受け付けた薬局実店舗から指導を行う必要があり、柔軟性に欠ける。
- ✓ 個々の薬局店舗で閉じたオペレーション設計のため、薬剤師のリソースが分散し、かつデジタル化によるUXの改善が難しい。

To-Be



- ✓ 健康情報(処方箋含む)を医療者間で共有し、地域全体での処方箋応需、調剤・配送・指導を分業・最適化しながら提供する仕組みを構築。
- ✓ 医薬品は、在庫と配送リソースのマッチングで、利用者のもとへ直接・最短で届く。ゆくゆくは配送センター等からの直接配送も考慮。
- ✓ 薬剤師の在宅勤務が可能になる等、業務自由度が拡大し、薬剤師が本来行うべき患者とのコミュニケーションや健康リスク管理により時間をかけられる。
- ✓ DX・対物業務の集約化により、薬の流通経路トラッキングや薬剤師への常時・多チャンネルでの連絡など高度なUXを提供。

関連規制

- 薬機法第36条の9、第36条の10、第37条、第49条：薬局医薬品販売の対面原則等を規制
- 薬局等構造設備規則第1条、第2条、第3条：薬局や店舗販売業における情報提供、指導を行うための設備の基準等を規制

オンライン服薬指導を前提とし、コロナ禍における措置を恒久化の上で、オンライン服薬指導時の薬剤師の所在を薬局に限定しないなど、よりDXの利点を利用者・医療者に還元できる体制を実現したい。

規制内容

オンライン服薬指導については、外来処方箋による場合が不可などの制約がある。

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3（昭和三十五年法律第百四十五号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13第2項第2号（昭和三十六年厚生省令第一号）

規制改革

コロナ対応として行われている措置を基本の取扱いとした上で、さらなる規制・制度改革により、柔軟な調剤・指導のサービス提供と、薬剤師の対物から対人業務へのシフトを実現

平時のオンライン服薬指導

新型コロナ特例対応

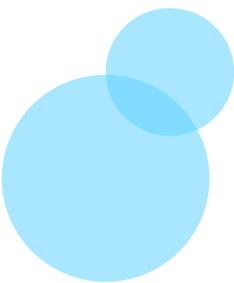
改革後のオンライン服薬指導

	平時のオンライン服薬指導	新型コロナ特例対応	改革後のオンライン服薬指導
処方箋の種類	外来処方箋×、 在宅診療とオンライン診療のみ○	全て可（症例の例外あり）	全て可
初回/継続	初回×（対面のみ） 継続：対面オンライン組み合わせ可	制限なし	制限なし
薬剤種類	過去調剤歴のある薬剤と同一	制限なし	制限なし
調剤開始	処方箋原本の到着後、調剤可	処方箋FAX等で調剤可能	電子処方箋、FAX等
薬剤師業務	原則同一の薬剤師が担当	原則同一の薬剤師が担当	分業を可能に
服薬指導時の薬剤師所在	薬局	薬局	どこでもよい（在宅等を含む）

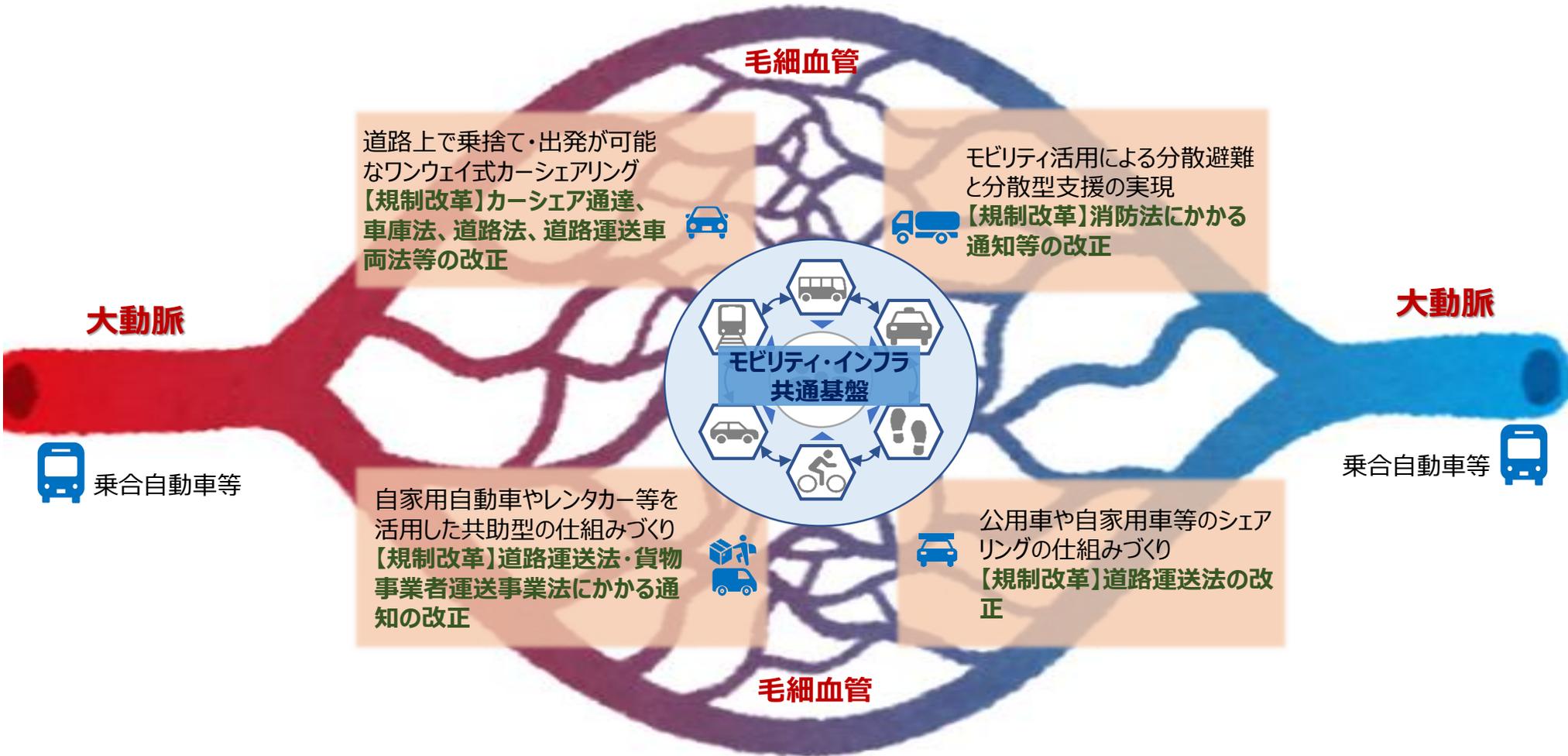
～ モビリティ分野 ～

従来型の仕組みやあり方のみでは交通・物流の確保維持が難しくなっている状況に対しては、大動脈となる公共交通等の高度化を図るとともに、毛細血管となる移動・物流の選択肢を増やしなが、これらをネットワークとして連携させていくことが必要である。

これを進めるため、規制改革において新しい移動・物流の選択肢を増やしつつ、先端的技術を活用しサービスを高度化させながら、都市OSを通じて複数分野との連携を実現することで、スーパーシティを支えるインフラとしての役割を果たしていく。



一人ひとりに寄り添う「移動の**毛細血管**づくり」と、新たな需要を生み出す「地域公共交通の**大動脈**の高度化」を、先端技術の活用と**規制改革**によりパッケージとして取組を進めるとともに、これらを構築する「**モビリティ・インフラ共通基盤**」上で高度に連携させることで、新しい公共・移動サービス群の創出の実現を目指す。



許可された道路上のスペースをカーシェア車両の配置事務所（車両を貸渡するためのカーシェアステーション）として市中に配備し、当該道路上のスペースを含む乗降スポット間で乗り捨て・出発が可能なカーシェアリングサービスを提供することで、公共交通を補完する新しい仕組みの創出を目指す

1. 現状・課題

●課題

- ✓ 自家用車の普及や人口減少により路線バス利用者は減少傾向で確保維持が難しい
- ✓ 利用者が減っている一方で、高齢者の免許返納促進や外出支援のために、バスの無料化や運行本数増加などの公共交通充実の社会的要請が高まっている
- ✓ これからの高齢者となる世代の免許保有率は市内で男女とも90%以上となり、車を安全に運転し続けることも、移動の選択肢の一つとして確保が必要
- ✓ 一方で、安全装備の充実によるコスト増により軽自動車の平均価格は、2009年に比べ36.3%も上昇（総務省小売物価統計調査）しており、車を安全に乗り続けるためには、大きなコストが必要となっている

●解決の方向性

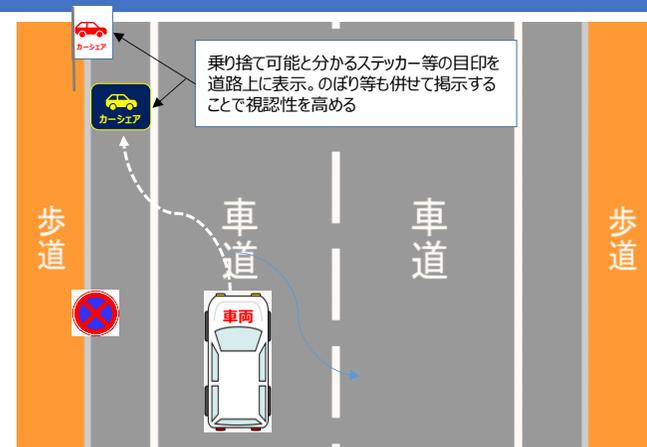
- ✓ 免許保有率が高い地方都市の特性に応じ、カーシェアを安全・便利に、そして柔軟に運用することを可能とすることで、公共交通を補完する新しい仕組みの創出を目指す

2. 提案の概要

- ✓ 簡易的な目印の設置のみの措置により、あくまで**道路上に配置事務所を設置し、乗り降りの柔軟性・利便性を向上させる**（バス停でバスを利用するようなイメージ、利用状況等に応じてバス停を移設するイメージ）。

【メリット】

- ・利用状況や外部環境など多様なデータに基づきカーシェア車両の配置を柔軟に行うことが可能になる。
- ・大規模な工事が不要なため、柔軟なステーションの設置、移設が容易。



3. 規制・制度改革の内容

規制内容

- ・ワンウェイ方式カーシェア通達：配置事務所の場所は「路外駐車場」とされている
- ・レンタカー型カーシェア事務処理通達：配置事務所を「保管場所」として確保し、「使用の本拠の位置」としなければならない
- ・車庫法第11条：道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない
道路上の同一の場所に12時間（夜間は8時間）以上駐車できない
- ・車庫法7条、道路運送車両法第12条：保管場所と使用の本拠の位置に変更があった場合は15日以内に変更を申請しなければならない
- ・道路法第32条：貸渡自動車の配置事務所は道路上での占用が認められていない

規制改革

- ・ワンウェイ方式カーシェア通達
- ・レンタカー型カーシェア事務処理通達
- ・車庫法第11条
- ・車庫法7条、道路運送車両法第12条
- ・道路法第32条

道路上のスペースに貸渡自動車の配置事務所を設置し、車両の貸渡、返却を可能としたうえで、12時間（夜間は8時間）以上の駐車を可能とする。保管場所及び使用の本拠については別に確保する路外駐車場とすることを認める。また、15日以上、保管場所/使用の本拠の位置に返却されない場合も変更の申請を不要とする。さらに、配置事務所を道路法第32条1項の占用項目に追加する

災害時の自家用自動車等を利用した分散避難のニーズに対応するため、モビリティを活用した燃料や物資等の分散支援を効果的に行うための仕組み作り等を目指す。一例として、安全性を担保し移動給油車両による燃料供給を可能とする仕組みづくり等を目指す。

1. 現状・課題

●課題

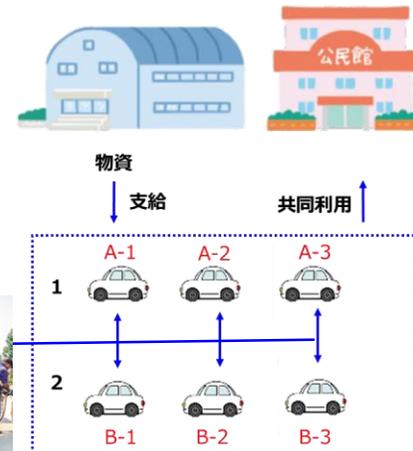
- ✓ アンケートによると、会津若松市では8割以上の人が日常の移動手段として自家用自動車を使用している。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の避難への影響を調査したアンケートによると、自家用自動車への避難を選択した人は約4割
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密を回避した避難所の運営が求められる
- ✓ 避難生活が一定程度長期化した場合に物資の供給が課題となるが、自家用自動車を避難所とした場合には特に、エアコンの使用等による燃料不足が課題

●解決の方向性

- ✓ 自家用自動車の保有台数が多い地方都市の特性に応じ、自家用自動車を避難所として活用することで、コロナ禍に対応した新しい避難のあり方を構築する。
- ✓ 自家用自動車の避難時に課題となる燃料等供給を効果的・効率的に行い、避難生活の環境を向上させる。
- ✓ 自家用自動車による避難についても災害救助法に位置付けることで、活用した避難の多様化と質的向上を目指す。

2. 提案の概要

- ✓ 災害時において、**移動給油車両等を活用することで、燃料を必要とする多くの場所、多くの車両に対して、迅速かつ柔軟に対応できる仕組み**を構築する。
- ✓ 災害発生時に起こる給油待ち行列、それに伴う交通渋滞の回避を目指す。特定の避難所等においては、**移動することなく給油を受けることが可能にする想定**。
- ✓ 緊急車両が給油のために不在になる時間を回避できる。
- ✓ 海外では、危険物であるガソリンを安全かつ便利に供給する仕組み(ビジネスモデル)が実用化されている状況。



3. 規制・制度改革の内容

規制内容

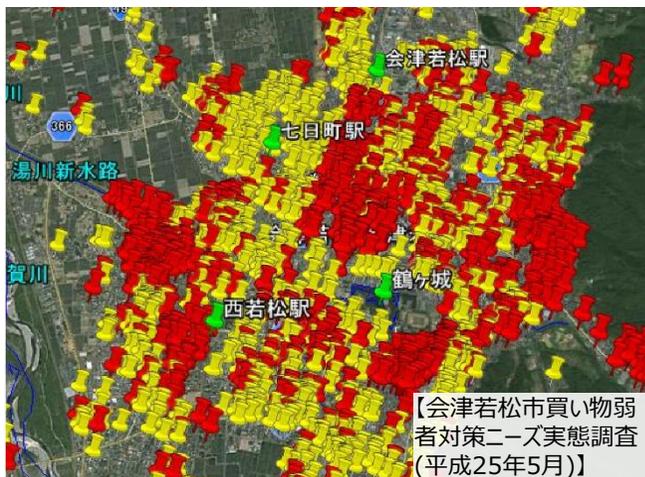
- 消防法第10条第1項ただし書きに基づく仮取扱いによる自動車への給油等を行うための実行計画について（危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成30年12月18日付け消防危第226号））：災害時には可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続した形式での給油しか認められていない。
- 災害対策基本法：自家用車への避難者に対する措置を直接的に規定していない（第86条の7「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に該当するものとし、必要な物資の配布やサービスの提供が行われている）

規制改革

- 消防法第10条第1項ただし書きに基づく「災害時に可搬式の災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油を行うための仮取扱いの実行計画について（危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成30年12月18日付け消防危第226号））：災害時に直接給油可能な移動タンク貯蔵車両から直接給油が可能となる旨を追加
- 災害対策基本法：自家用車への避難者に対する措置を直接的に規定

自家用車やレンタカー等を有効に活用することで、少量の配達や買い物代行などの隙間的な需要を埋める共助型の仕組みづくりを目指す。

1. 現状・課題



- ✓ ネット通販やデリバリー等により貨物量が増加し、輸送力の確保が難しくなっている。
- ✓ 市街地においても買い物に不便を感じている人がいる。
- ✓ 自家用自動車等での貨物運送は、期間限定や過疎地域において限定的に認められている状況。

2. 提案の概要



- ✓ 自家用自動車やレンタカー等を有効に活用し、増加する貨物需要に対応するとともに、少量の配達や買い物代行などの隙間的な需要に対応していく。
- ✓ モビリティインフラ共通基盤を活用することで、運んで欲しい人と運ぶことができる人をマッチングさせる。

3. 規制・制度改革の内容

規制内容

年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26日付け国自貨第52号の2)
：自家用自動車等での貨物運送は、期間限定や過疎地域において限定的に認められている。

規制改革

年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26日付け国自貨第52号の2)
：コロナ禍における生活様式の変化に伴うネット通販やデリバリーによる貨物量の増加等を踏まえて、期間を限定することなく、また市街地等においても、自家用車等での補完的な共助型の貨物運送を可能とする。

貸渡登録されていない公用車や自家用自動車を、稼働していない時間帯にシェアリングの車両として活用。資産を有効に活用するとともに、利用者の利便性向上を図る。

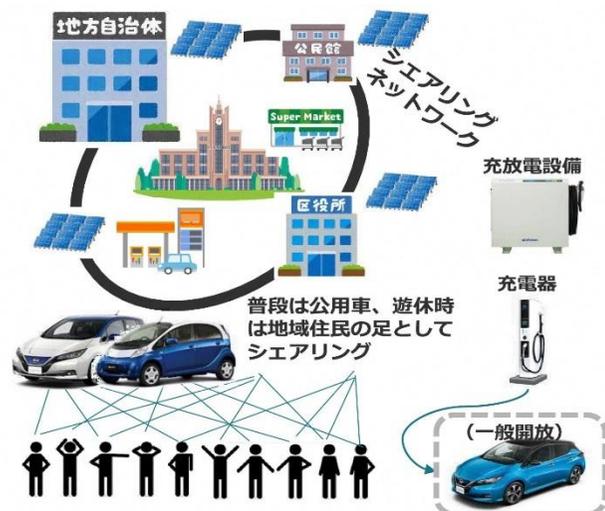
1. 現状・課題

- ✓ 公用車は、土日祝日は基本的に稼働しておらず、資産の有効活用が図られていない。
- ✓ 高い免許保有率やセカンドカーに対するコスト高を考慮すると、カーシェアに対する一定のニーズが考えられる。他方、カーシェア車両の配置場所や車両数が少なく、選択肢の一つとはなっていない。

2. 提案の概要

- ✓ **公用車等の非稼働時間帯と観光ニーズ、地域住民ニーズの時間帯を上手く組み合わせることで、両者のニーズを満たす効率的なカーシェアリングの運営の在り方を構築する。**
- ✓ モビリティインフラ共通基盤を活用することで、提供できる車両と利用したい人をマッチングさせる。

<事業イメージ>



環境省令和4年度重点施策概要資料「電動車×再エネの同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業（抜粋）」

● 懸念点

「多頻度での使用に耐えうる安全性の確保」

- ✓ 車両の管理・整備は有償貸渡し事業の許可を受けた事業者が自身の事業車両と同等に行うことで安全性を確保する。
- ✓ また、当該事業者が、車両の走行距離や利用履歴などをICTを活用して詳細に把握することで、安全性を確保する。

3. 規制・制度改革の内容

規制 道路運送法80条1項：公用車や自家用車等のカーシェアでの活用を想定していない。

規制改革

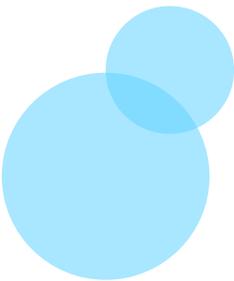
道路運送法80条1項：有償貸渡し事業の許可を受けた事業者が下記のような車両の管理・整備を行い安全確保を図って実施する場合には、有償貸渡し事業の許可を受けたものと同等とみなし、公用車や自家用車の活用を可能とする。

- ① 期日までに貸渡車両として登録された自家用自動車の法定点検等を適切に実施する
- ② 機器を搭載する等の方法で、貸渡車両として登録された自家用自動車の走行距離や時間帯毎の利用履歴を確認する
- ③ 自家用自動車の保有者と他利用者をマッチングさせるシステムの運営事業者をして、もしくは許可を受けた事業者自らが他利用者の本人確認を適切に実施する

～ 決済分野 ～

首都圏とはビジネス構造の異なる地方でキャッシュレス導入率100%を実現するためには、キャッシュレス導入の障壁となっている手数料と現金化までの時間の双方を低減する必要がある。

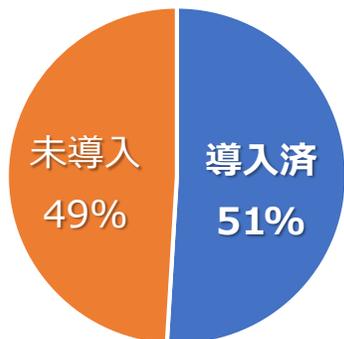
そのためには、新たなデジタル地域通貨を、スマートシティ推進団体であり市民のオプトイン先でもある（一社）スマートシティAiCTコンソーシアムを通じて発行・運営することが必要となる。



① 現状と課題

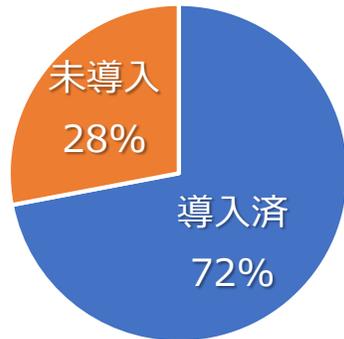
一般社団法人がデジタル地域通貨の発行・運営を行うことで、地域が一体となって通貨運営を支える仕組みを構築し、決済手数料ゼロを実現しながら、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する

市のキャッシュレス導入状況

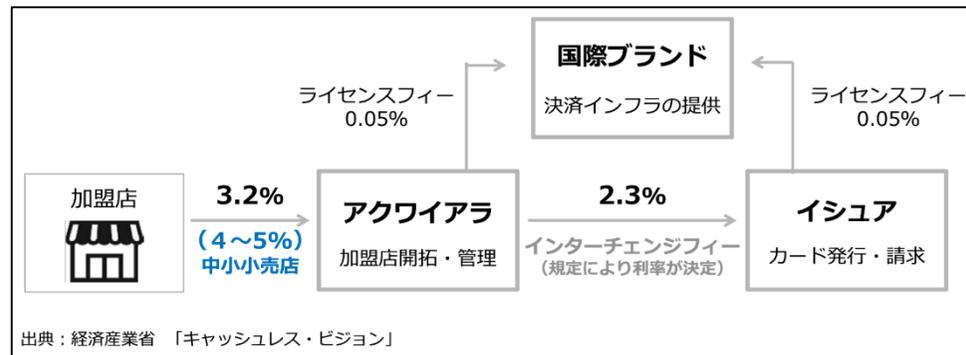


市商店街連合会「面的キャッシュレス・インフラ構築支援事業」にかかる調査 (2021年3月)

全国のキャッシュレス導入状況



経済産業省「キャッシュレス決済実態調査」(2021年3月)



クレジットカードのインタチェンジフィーやNTTデータのキャッシュなどによる既存のキャッシュレス決済の活用では、手数料低減は図れない

●課題 (キャッシュレス決済が普及しない理由)

- ✓ 現金化に時間を要することから、店舗のキャッシュフローが厳しい
- ✓ 店舗の手数料が負担大きく収益性が上がらない
- ✓ 売上に応じて手数料が吸い上げられるビジネスモデルから逃れられない

●解決の方向性

- ① デジタル地域通貨による新たな決済手段の導入
- ② 一般社団法人を運営主体とした地域で支える仕組みの構築

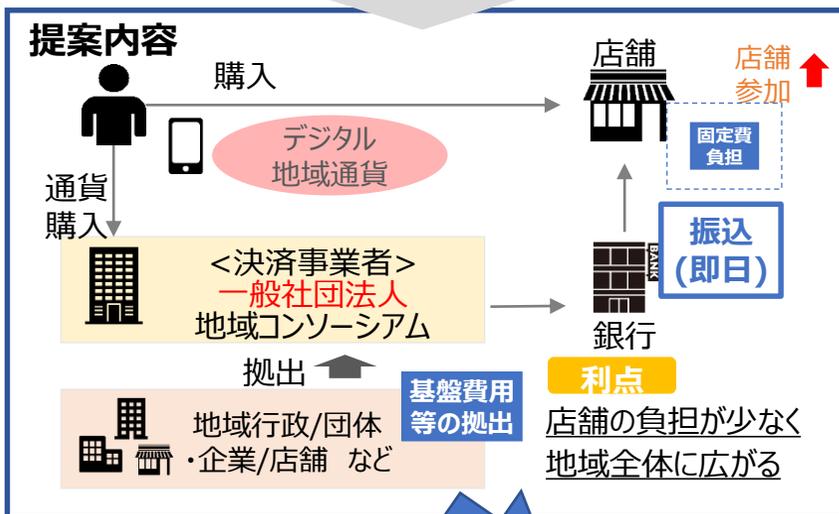
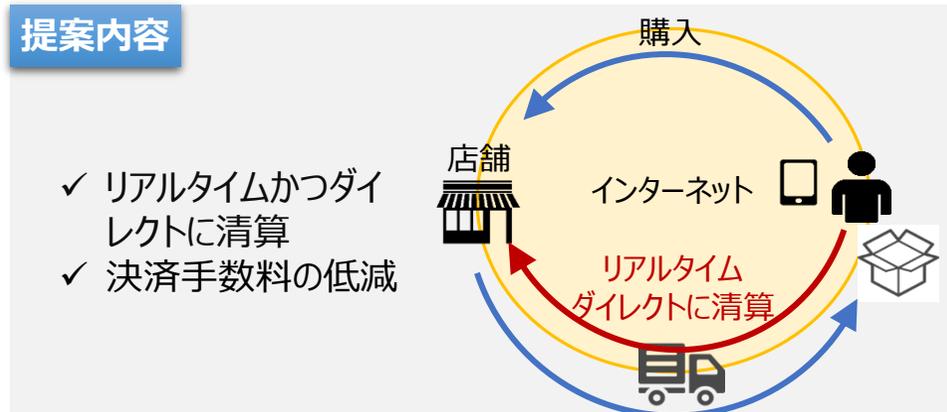
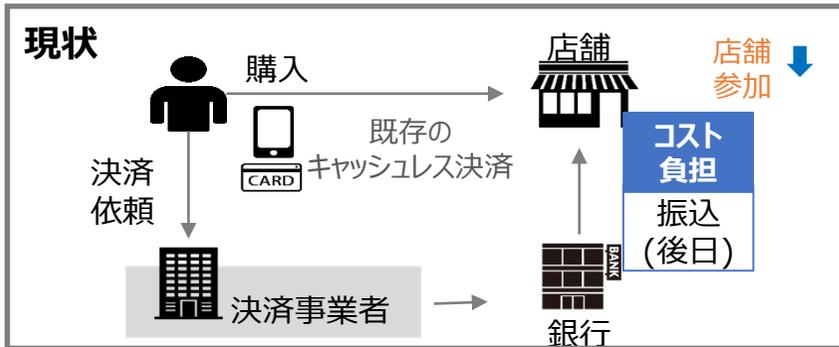
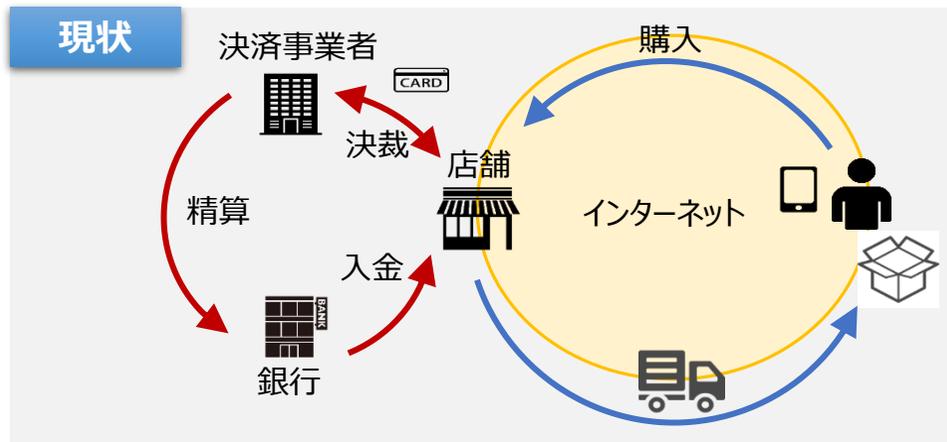
会津若松市のような地方都市では、なかなかキャッシュレス導入が進まない

② 提案の概要

一般社団法人による店舗の手数料負担等の少ないデジタル地域通貨の発行を実現することで、地域の店舗全体におけるデジタル決済の浸透が可能となる

① デジタル地域通貨による新たな決済手段の導入

② 一般社団法人を運営主体とした地域で支える仕組みの構築



地域のステークホルダーが「固定費」として利用料を支払うことで運用できる仕組みを構築

店舗・企業・団体は固定費として拠出

【負担のイメージ】

- 小規模店舗(商店街など個店)
- 中規模店舗(スーパー等)
- 企業・団体(製造・商工会等)

拠出

一般社団法人が運営

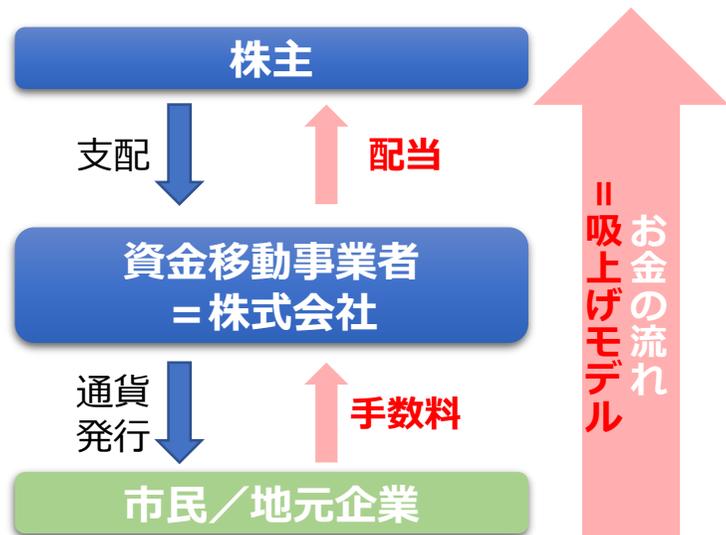
【地域通貨実現に必要な費用】

- システム費
- システム・業務運用費
- 利用者保護保険金
- 地域通貨プラットフォームでパッケージ化
- 利用インセンティブ

● 規制・制度の課題
資金移動事業者には、株式会社しかできない

会津若松スーパーシティにおいては店舗負担となっている決済手数料をゼロとするために、地域が一体となって地域通貨の仕組みを支える必要があり、一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムが発行主体となって運営することを想定

現行制度 As-Is



- ✓ 資金移動事業者には、株式会社しかなることができないが、それでは利益吸上げモデルの構造から抜け出すことができず、地方創生を目的とした地域通貨の運用が困難
- ✓ 銀行業や資金移動業は金融機関など一部の企業に限られており、また前払い式や資金移動など複数の登録が必要となるケースがあるなど、参入障壁が高く、多様なサービスやイノベーションの創出を阻害する要因となっている。

規制改革により実現したい姿 To-Be



- ✓ 発行主体が営利法人、非営利法人にかかわらず、地域や経済等の発展に貢献する法人での地域通貨発行により、地域創生を実現する。
- ✓ 自社の収益追求や顧客囲い込みを主目的とせず、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する。
- ✓ これにより、地方の事業者の収益を圧迫する決済手数料をゼロとし、地方のキャッシュレス化を推進

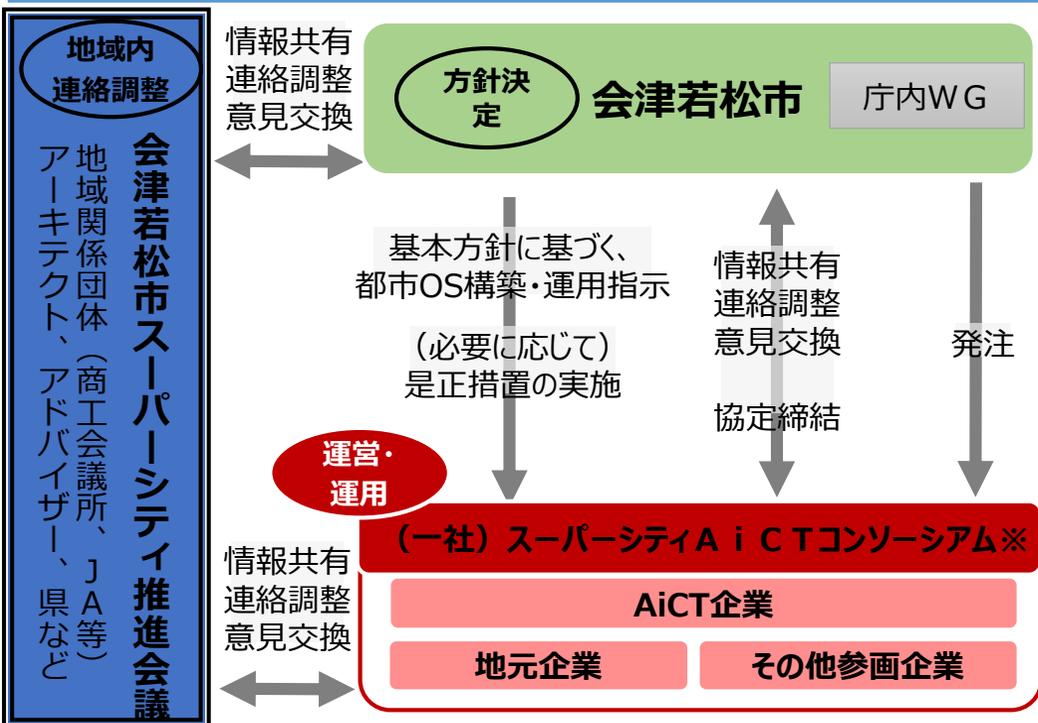


● 規制・制度改革で実現したい姿
一般社団法人による地域通貨の発行

株式会社ではなく、一般社団法人によりデジタル地域通貨を運営する理由②

一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムは、データ連携基盤及びスマートシティサービスの運営・運用の担い手としても想定しており、**デジタル地域通貨の発行・運用はこれら包括的なサービスの中の一つ**。SDG s 等も意識して推進する新たな関連サービスは、サービスや分野ごとに閉じた従来型のビジネスモデルでは採算をとることが難しい事業もあるが、全てを官が負担し続けることも現実的ではない。そのため、**一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムが、サービスや分野を超えて利益とコストのバランスを取りながら維持・運用することを目指している**。

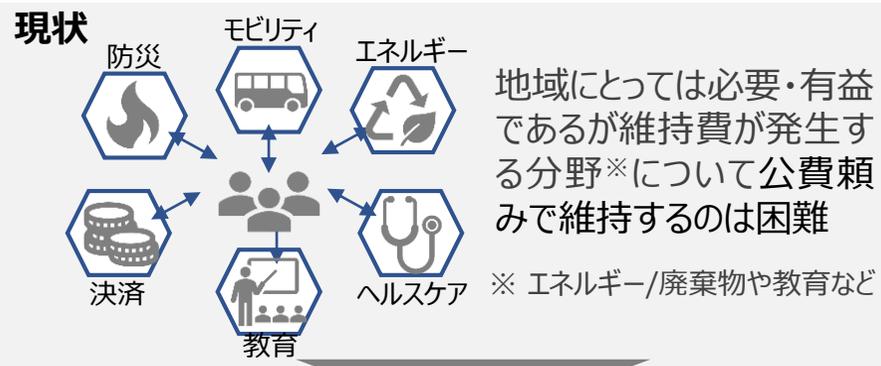
データ連携基盤・スマートシティサービスの運営・運用体制



● 実現したい姿
一般社団法人による包括的なサービス提供

※ スーパーシティ決定後に国の方針等に則って適切に選定する想定

地域エコシステム



提案内容



一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムがデジタル地域通貨の発行・運営を行うことで、地域が一体となって通貨運営を支える仕組みを構築し、決済手数料ゼロを実現しながら、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築

規制内容

- 資金決済法第40条第1項：株式会社でないものは、内閣総理大臣は登録を拒否しなければならない

規制改革

- 資金決済法第40条第1項を改正：一般社団法人にも、登録を認める

● 一般社団法人が発行主体になることの懸念事項への考え方

「ガバナンスの懸念点をどうクリアするのか」

- ✓ 一般社団法人は規約や内規を備えた法人として適切に運営される。
- ✓ また、通貨発行主体となる一般社団法人スーパーシティAiCTコンソーシアムは、データ連携基盤及びスマートシティサービスの運営・運用の担い手としても想定しており、市がガバナンスを利かせながら、連携していく想定である。
- ✓ 地域のステークホルダーが決済コストを支えるモデルであり、積極的な情報開示により地域一体でのガバナンスを構築する。

「通貨としての安全性はどのように担保されるのか」

- ✓ ブロックチェーン(分散型台帳)技術により改竄性、トレーサビリティを高めることができる
- ✓ 本人認証の有無や認証レベルによって利用範囲を制限することができる
- ✓ 通貨として技術的な安全性の担保については、株式会社であるか否かを問うものではない

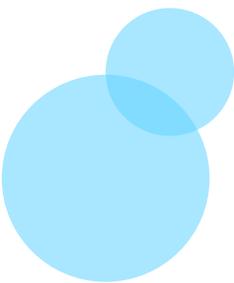
「資金調達手段はどうするのか」

- ✓ 一般社団法人の構成員拠出、および地域のステークホルダーからの利用料を原資に運営する。

～ エネルギー分野 ～

RE100を実現するためには、個宅やユーザー企業でのオンサイト再エネ発電を増やす必要がある。しかしながら、現時点でも工場等で自家消費の減少する土日等には発電余剰が発生するにも関わらず送電容量制限により売電が困難なため、機器を制限して発電を抑制しており、オンサイト再エネ発電の有効活用ができていない。

そのため、系統に影響を与えることなく、個人又は企業間で直接的に余剰電力を融通するEV等を用いた第二送電ネットワークの仕組みを実現したい。これにより、再エネの収益性が改善し、地域の個人や企業が太陽光発電を導入する可能性や機会が拡大する。



① 現状と課題

個人や企業が所有する太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備において余剰となった電力を、同一地域内での地産地消の目的で、電力を融通・販売する。

● 現状

- ✓ 会津は全国と同様に、大型太陽光や風力等の再エネ発電所の開発適地は減少
- ✓ 東北電力ネットワーク(株)の系統の空き容量等に関する情報によると、会津地区の送電系統には空き容量がない状態にあり、全国の送電系統と同様の傾向を示している
- ✓ 会津地域においても逆潮流を伴わない自家消費型の屋根置き太陽光やソーラーカーポートが徐々に増加しているものの、工場等で土日や祝日など需要の減少する非稼働日には、PCSの出力を制限する等の方法で、発電を制御している

● 課題(機会損失)

- ✓ 土日や祝日などの非稼働日に、需要に応じて発電を抑えることで、再エネの発電能力を活用できずにいる
- ✓ 系統に逆潮流する場合においても、系統の空き容量がないため、ノンファーム接続や系統増強などの出力制限やコスト増の可能性

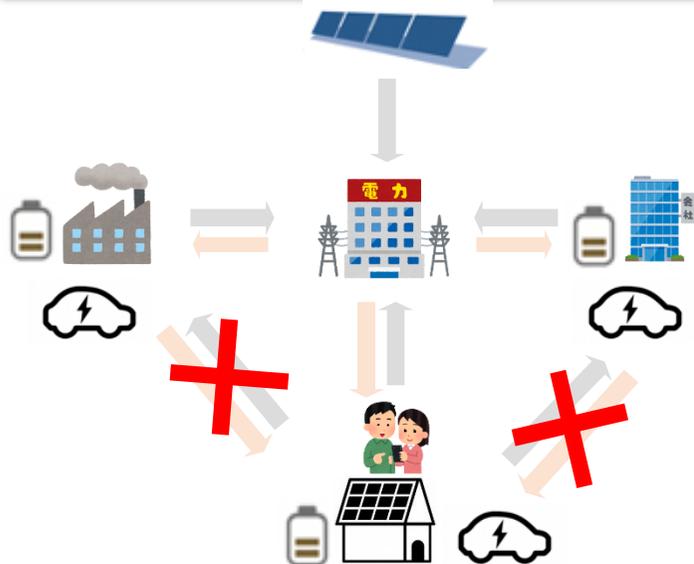
● 解決の方向性 (EV等を用いた電力取引の実現)

- ✓ EVを含む蓄電池への充電需要を作ることで、再エネの発電能力を活用し、最適化する取り組み
- ✓ EVによる再エネ電力の持ち運びにより、系統に影響を与えることなく、個人または企業間で直接、余剰電力を融通する (EVを用いた第二送電ネットワーク)
- ✓ 電力融通取引の実現により、再エネの収益性が改善し、地域の個人や企業が太陽光発電を導入する可能性や機会が拡大する

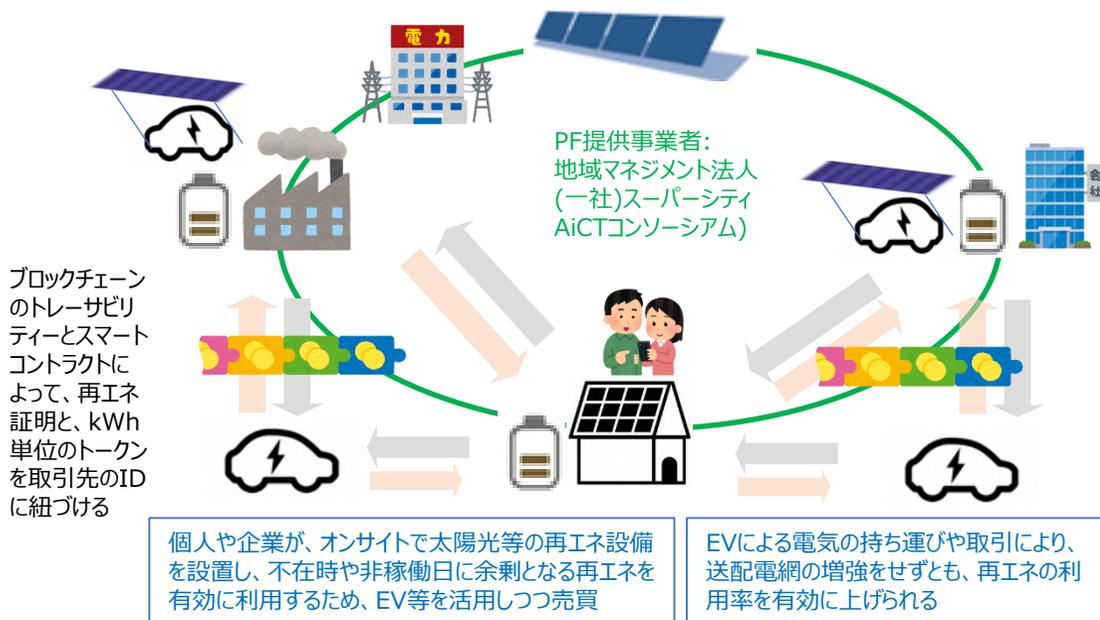
② 提案の概要

系統に影響を与えることなく、個人または企業間で直接的に余剰電力を融通するEV等を用いた第二送電ネットワークの仕組みを実現することで、自宅やユーザ企業でのオンサイト再エネ発電量増加を実現する。

現状



提案内容



- ✓ 個人・法人に関わらず、電気事業法に基づく小売ライセンスを持つ小売電気事業者の介在が必要で、地域の個人や企業に対して、自ら発電した再エネ電力を送配電網経由もしくはEV等で持ち運んで直接販売することはできない

- ✓ 個人・法人がEV等を介して、再エネ電力を需要家間で融通する新たな電力ネットワークを構築することで、需要見合いで発電を抑制していた自家消費型の太陽光の、有効な活用を可能とする取組み
- ✓ EVを活用することで、送配電系統の増強のための追加投資をすることなく、再エネの利用率を有効に上げられる
- ✓ PF提供事業者は、個人間取引を担保するための取引記録システムを提供
- ✓ 規制改革により、一定の条件において小売事業者の登録義務を免除することで、再エネのP2P取引を促進し、エネルギーの地産地消を推進するとともに、地域内でのEV等を用いた電力の融通を可能にすることで、レジリエンス強化にも寄与

個人や企業が所有する太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備において余剰となった電力を、同一地域内での地産地消の目的で、EV等を用いて融通・販売する

規制内容

電気事業法第2条の2：小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

規制改革

電気事業法第2条の2に追記：但し、一定の例外を認める（個人間取引ネットワークで一定程度のバランスが取れる場合において、小売事業者の登録義務を免除する。）

- ✓ 個人間取引ネットワークとは、複数の個人または法人の需要家が生産者を兼ねて、電力を取引する枠組み
- ✓ 一定程度のバランスが取れる場合とは、電力システムの安定性を担保するために、機器の制御もしくは一定程度のインバランスの管理ができること

「電力システムの安定性はどのように担保されるのか」

- ✓ EVを電力の持ち運びに用いる個人間取引で、逆潮流が発生しない場合には、電力送配電網への影響はない
- ✓ 取引に逆潮流が発生する機器を持つ個人・企業が含まれる場合には、実際の電力需給が発生する前に、個人間取引ネットワークにおいて、各参加者の発電量や需要のタイミングや予測値をもとに、取引の約定を行うことを想定。インバランスが発生する場合には、EV等で最適な制御を行うか、小売事業者のバックアップ調整を行うことで、電力システムの安定性を担保する

「消費者保護」

- ✓ 全ての取引量はkWhトークンを用いることで、ブロックチェーン(分散型台帳)に記録され、改竄されにくい上に、トレーサビリティを高める
- ✓ 消費者が生産者になる上で必要となる、計量機器の届出や、電力取引に関係するガイドラインの遵守についてはプラットフォームを提供する事業者が行うことを想定し、電力取引の専門性を持たない個人や企業が不利益を被らないようにする

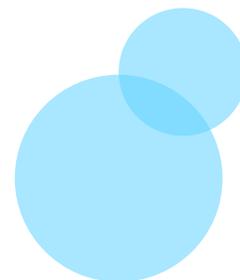
「プラットフォームを提供する事業者の適格性」

- ✓ 地域サービスを提供する事業者は、地域マネジメント法人(一社スーパーシティAiCTコンソーシアム)を想定しており、記録システムを提供。行政(会津若松市)がガバナンスを利かせながら連携していく想定

～ 基盤・データに関する事項～

行政手続関連のみならず、地域における市民生活全般におけるすべてのデジタルサービスにおいて、市民が基本情報（住所、氏名など）の入力や本人確認などを一回で終わらせる『ワンスオンリー』と、オプトインに基づきさまざまな自身のデータの管理・流通を実現させる『コネクテッド・ワンストップ』を、都市OSを通じて実現させることを目指す。

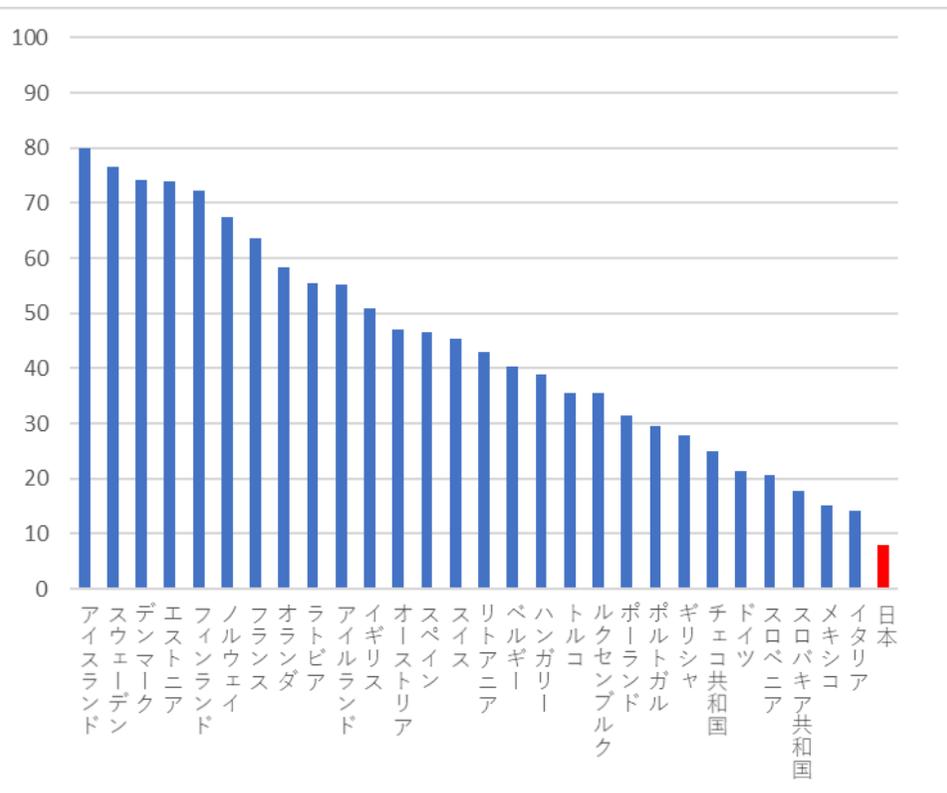
そのためには、さまざまな主体間での情報参照・交換・連携を、悉皆性・唯一性を有するマイナンバーをキーとして実現することが最も効率的であると考える。



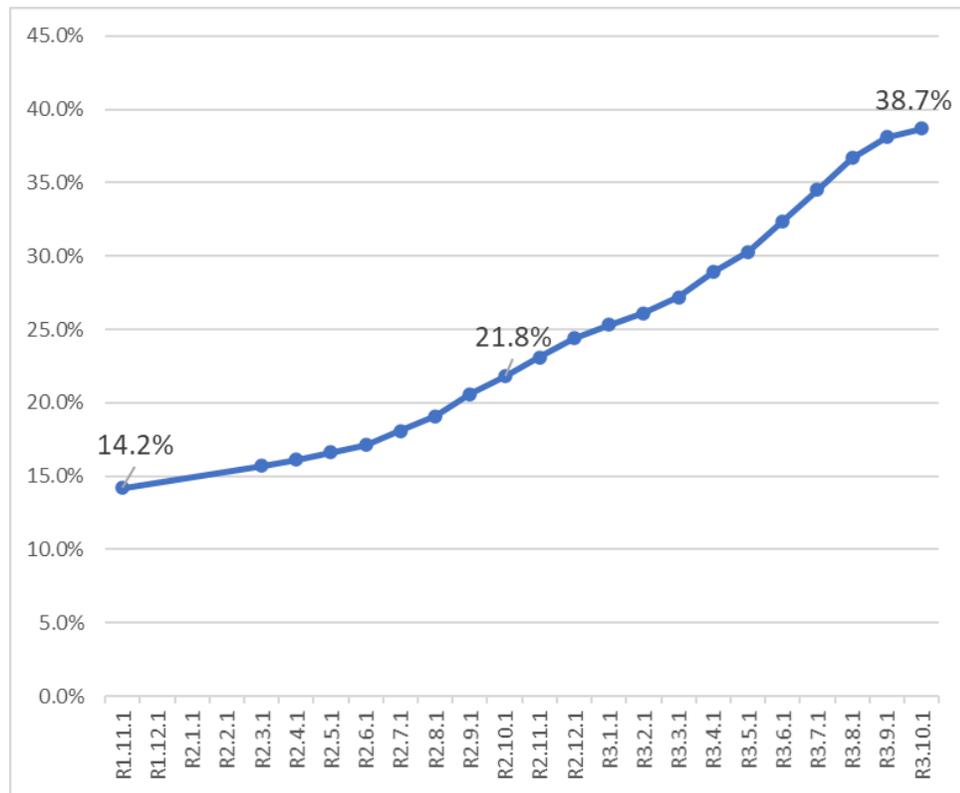
① 現状と課題

日本の行政手続のオンライン化率は7.9%で先進国の中で最低レベルの水準であり、オンライン化率の高い北欧諸国等の60~80%に比べて大幅に遅れている状況。一方で、本市のマイナンバーカードの普及率は、2021年9月時点で38.7%となっており、コロナ禍等で普及率が急上昇しており、マイナンバー/マイナンバーカード利用の準備が整いつつあると認識。

日本の行政手続におけるオンライン利用率(2019年)



会津若松市のマイナンバーカード交付率



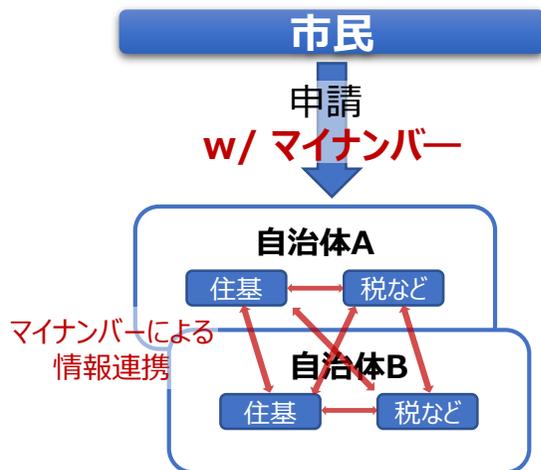
出典：過去12カ月で行政手続をオンラインで実施した人の割合 (OECD.Stat)

② 提案の概要

悉皆性・唯一性をもつマイナンバーをデジタル識別子として地域DXにフル活用することが、市民の利便性向上のみならず、自治体や地域企業の情報収集や本人確認の手間の削減や、より効果的なデジタルサービスの開発につながる。

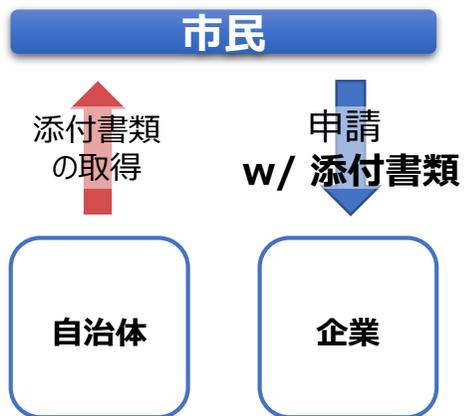
As-Is

番号利用事務（行政）



- ✓ 番号利用可能な手続きが限定されているため、一部の手続きしかワンストップが実現されていない
- ✓ 添付書類が存在することは、行政手続きのオンライン化に向けた大きな障壁となっている
- ✓ 独自利用事務は、社会保障/税/防災に関連する手続きしか規定できないため、番号利用が不可能な事務が必ず残る

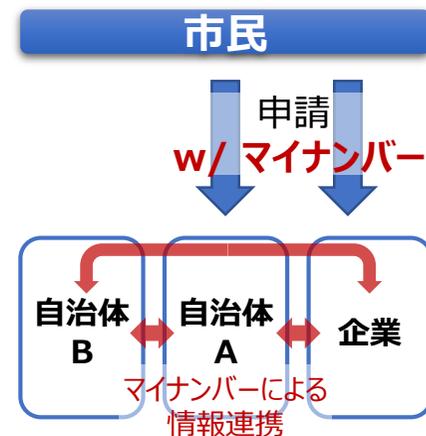
民間手続



- ✓ マイナンバー自体が行政手続きの効率化を前提とした制度設計のため、企業主体の手続きにマイナンバーを利用することができない

To-Be

官民間わない全ての手続



- ✓ まずは、番号利用事務以外も含めたすべての手続きにおける番号利用を実現
- ✓ 都市OS等を通じて、自治体とシステム連携している企業から、企業手続きにおけるマイナンバー利用を開始

本人のオプトインに基づくマイナンバーの提供・利用を、官民間問わず可能とすることで、マイナンバー制度が将来的に目指すところである幅広い行政分野での利活用をスーパーシティで先取りする。規制改革実施におけるリスクを十分に検討した上で、特定個人情報取扱い方針を策定するなどのリスク低減を図る。

規制
内容

- 番号法第9条：番号の利用範囲を社会保障、税、防災に関する事務に限定
- 番号法第15条：個人番号の提供を求めることができる条件を規定
- 番号法第19条及び第20条：各号に該当する場合を除き、特定個人情報の提供及び収集を制限する旨を規定

規制
改革

- 第19条：『2 但し、本人の明示的かつ事前の同意に基づく提供は、これを否定しない。』の追記
- 第15条：『第19条各号』を『第19条各項』に変更／第20条：『前条各号』を『前条各項』に変更
- 第9条：『6 第19条第2項に基づき番号の提供を受けたものは、明示的かつ事前の本人の依頼又は承諾を得た事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。』の追記
- 第2条第11項：『第9条第3項』を『第9条第3項又は第6項』に変更

規制改革の方向性

本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、

案1) 『番号関係事務』に包含する形で規定

案2) 『番号任意利用事務』等として新規に規定

することで実現する。

※上記の規制改革案は、案1) を想定して記載

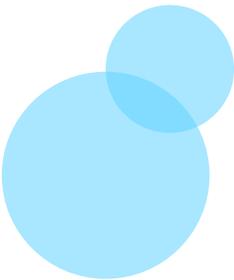
規制改革リスクへの対処方針

【特定個人情報取扱い方針の策定】

市としての特定個人情報の取扱いに関する方針について、区域会議等の協議を踏まえて必要十分なものを策定（必要に応じて条例等を策定することを視野に入れて検討を実施する）

- オプトイン先の限定
- オプトインの取得方法のルール化
- 特定個人情報の保管方法の規定 など

～市民理解に向けた取組～



○再提案にあたり、市民との対話を重ね、住民等の意向を把握

■ 2021年10月6日 スーパーシティ構想 タウンミーティング

- ・市長から、これまでの経過、再提案にあたっての考え方、ガバナンス体制、推進体制などについて説明

＜再提案にあたっての市の考え方＞

- ・オプトインとパーソナライズという基本的な考え方やサービスの基本的な内容は変更しない
- ・市民や関係者の意見を伺いながら、スーパーシティの実現のために必要な規制改革について具体的な検討を行う。

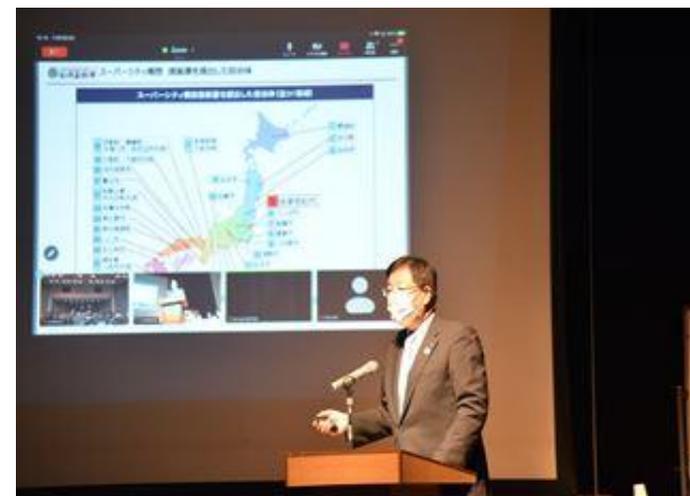
- ・アーキテクト 中村氏から、共助型分散社会の実現、人間中心の地域DX、市民オプトインによる三方良し、スーパーシティで目指す街の姿について説明
- ・アドバイザー（会津大学 岩瀬氏、JTQ 谷川氏、慶応義塾大学 宮田氏、北欧研究所 安岡氏）から、本市スーパーシティへのコメント
- ・市職員及び連携事業者から、再提案内容（規制改革事項等）について説明
- ・上記説明後、質疑応答・意見交換を実施し、アンケートへの回答を依頼
出席者：市内在住者・在勤者・在学者80名
（市側）市長、企画政策部長、副部長、スマートシティ推進室長 等
（事業者側）アーキテクト、アドバイザー、連携事業者

■ 2021年10月11日 スーパーシティ構想を考える市民の会との懇談

- ・スーパーシティ構想に対して懸念を持つ市民団体と意見交換を行い、一部の市民が持つ不安・懸念点等について丁寧に説明し、その解消に努めた。
市民の会出席者：11名
（市側）スマートシティ推進室長 等

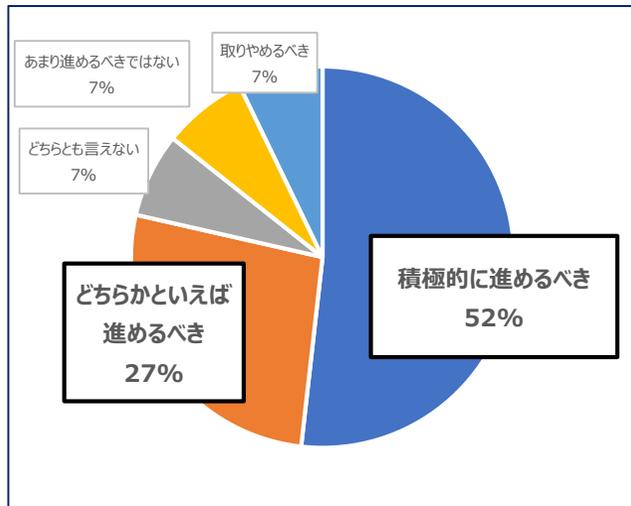
■ 2021年9月28日～10月12日 会津若松市スーパーシティ構想 再提出に向けた意見募集

- ・市HP等を通じ、再提案に向けて意見募集を実施
意見件数：7件

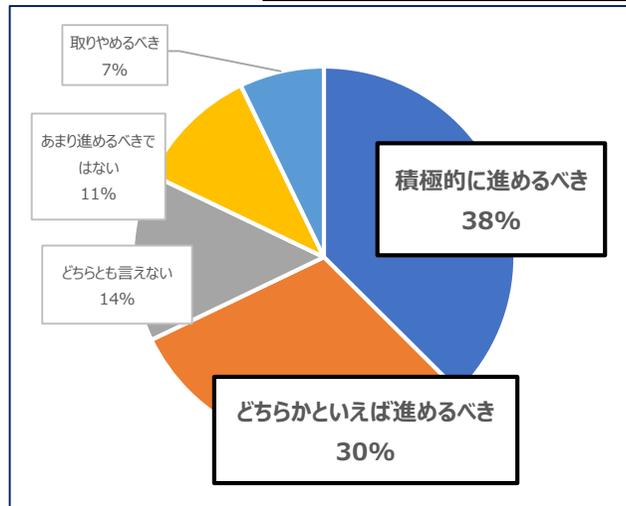


○2021年10月6日 スーパーシティ構想 タウンミーティング 参加者アンケート結果

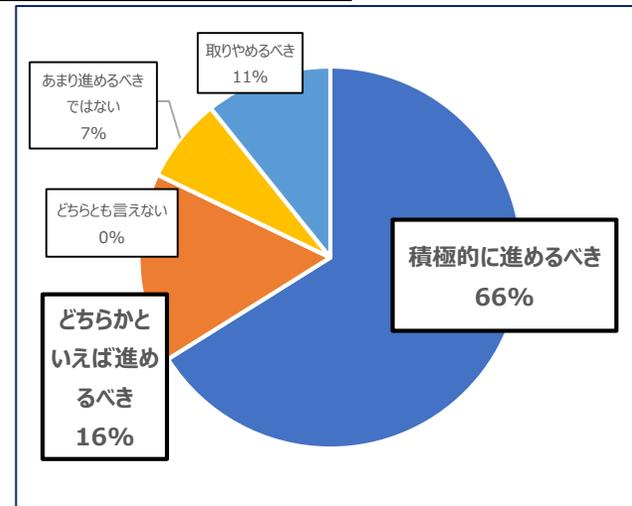
主な規制改革事項として掲げた5項目は、いずれも、「**進めるべき**」という意見が参加者の半数超



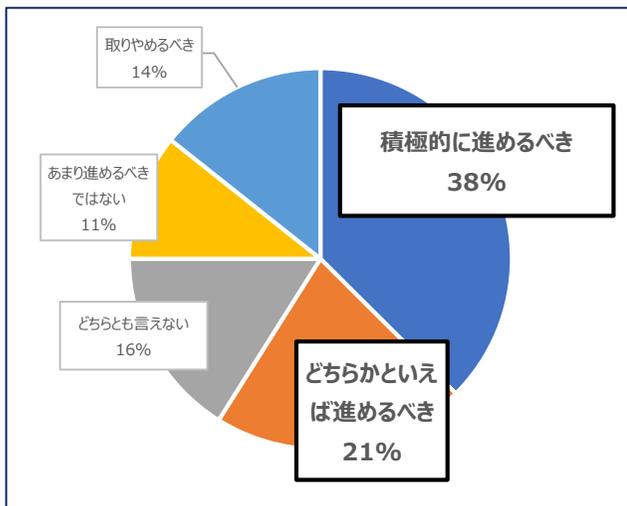
【ヘルスケア分野】AI・データを活用した予防医療サービス 参加者アンケート結果



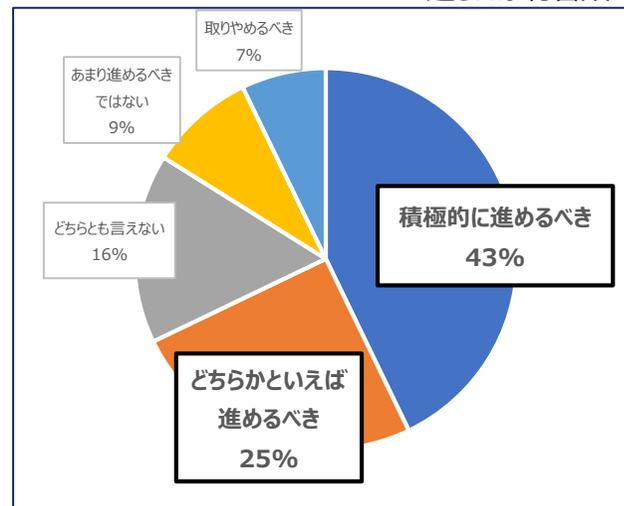
【決済分野】一般社団法人によるデジタル通貨発行の実現 参加者アンケート結果



【行政分野】全ての手続におけるマイナンバー利用を通じた添付書類の省略 参加者アンケート結果



【モビリティ分野】自家用自動車やレンタカー等を活用した有償運送の実現 参加者アンケート結果



【エネルギー分野】個人間取引における小売電気事業者のライセンス登録の免除 参加者アンケート結果

○2020年11月10日 スーパーシティに関する市民意見交換会

約6割の参加者がスーパーシティについて「賛成」、「やや賛成」と回答



2021.1～
毎月発行の「市政だより」に
スーパーシティ特集の連載開始



○2021年2月16日 スーパーシティ構想に関するタウンミーティング

約8割の参加者が、スーパーシティについて「賛成」、「やや賛成」と回答



2021.2.12～3.19
「会津若松市スーパーシティアイ
ディアボックス」を開設し、スーパ
ーシティ事業案の資料・市長説明
動画を掲載して市民意見を募
集

○2021年3月17日 スーパーシティ構想に関する説明会

約9割の参加者が「理解が深まった」と回答

また、質疑応答では前向きな意見が多くみられた

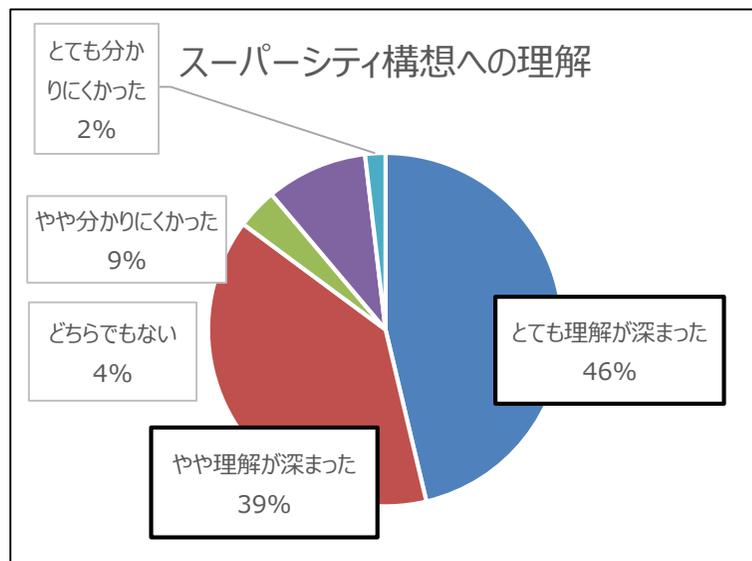


○2021年10月6日

スーパーシティ構想 タウンミーティング

再提案にあたって、改めてタウンミーティングを
開催したところ、

約9割の参加者が「理解が深まった」と回答



市民の皆様と直接コミュニケーションする機会
の創出、毎月発行の市政だよりへのスーパ
ーシティ特集の連載、市ホームページにおける広
報・意見募集などを行ってきたことによって、再
提案にあっても、市民の皆様が理解がさらに
深まっていることを実感

再提案にあたり、4名のアドバイザーから、**本市のスーパーシティ構想の実現に期待**を寄せるコメントを拝受。本市がスーパーシティに選定された際には、**着実に事業を推進できる状況にあることを確信**。



会津大学理事兼産学イノベーション
センター長兼復興支援センター長
岩瀬 次郎 氏

「ワンスオンリー」の徹底を

再提案にあたって、基本となるコンセプトの変更がないという点を評価したい。提案の各分野のサービスは非常にまとまっており、分野間の連携を深化させることで、スーパーシティ全体の価値はさらに向上すると思う。

運用の際には、分野ごとのサービスで同じデータの提供や似たような文言の同意を何度も求めることのない「ワンスオンリー」を徹底して頂きたい。

会津での成功を全国へ

会津若松スーパーシティの「三方良し」を都市デザインの視点から見ると、住まうひと、働くひと、訪れるひと、各々が最適なかたちでまちに関わり、みんなでまちについて考えていこうとするものであると考えている。箱モノの設置ではなく、オブテインによるデータに基づき、機能をまちの中に織り込んでいくことで、従来の建物用途を見直し別の用途で使えるようにすることで賑わいを生み出す、あるいは人通りが絶えたエリアに、新しい人流を生み出せる場所や機能を創出していくなど、ポジティブな未来デザインにデータが寄与し活かされていくことを期待している。ここで形にしたものを会津の周辺地域、ひいては福島全体に広げていくことは、日本の未来にとっても非常に重要なケーススタディであると思う。



JTQ株式会社 代表
谷川 じゅんじ 氏



慶應義塾大学医学部 教授
宮田 裕章 氏

「最大多様の最大幸福」を実現する

会津若松スーパーシティのコンセプト、「オプトイン」、そして「個別化」ということに深く共鳴する。「オプトイン」により、市民の方々が自らの意思で参画していくということが、これから大切なものになっていくと考えている。データを自分たちの意思に基づき共有することで、未来の可能性が変わっていく。このとき、実際にどんな未来を作っていくかは地域での取組にかかっている。地域での取組を進めるにあたって、これまでと決定的に異なるのは、デジタルの力によって、コストをかけずに一人一人に寄り添うことができるようになり、「最大多様の最大幸福」が実現できるようになったことである。一人一人に配慮しながらオプトインでつながる会津若松は、未来社会の豊かさを作っていくことができる非常に大きな可能性を持っていると思う。

市民からの信頼確保のための道筋を示す

私が在住しているデンマークでは、2000年から長い時間をかけて、市民の理解を得ながらデジタル化を進めてきた。会津若松のスーパーシティ構想に取り入れられている「オプトイン型」と「パーソナライズ」は、デンマークでのデジタル化の経験をベンチマークとして考えた場合、非常に重要な考え方だと思う。

今後取り組みを進めるにあたって、市民が便利さを実感できる行政手続きの完全デジタル化を率先して進めることと、提供するサービスのプロセスを透明化したり、データへのアクセスログを開示したりするなど、信頼確保のための道筋を示すことを提言したい。



北欧研究所 代表・ロスキレ大学 准教授
安岡 美佳 氏